

平成17年第4回三笠市議会定例会

平成17年12月12日(第1日目)

議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 5番 儀 惣 淳 一 氏
 - 13番 森 田 三 男 氏
- 3 会期の決定
 - 平成17年12月12日
 - 平成17年12月20日9日間
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告) |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 例月出納検査報告について(監報第4号) |
| 日程第 6 | 報告第21号から報告第23号までについて |
| 日程第 7 | 報告第24号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 8 | 認定第1号について(委報第8号) |
| 日程第 9 | 認定第2号から認定第8号までについて(委報第9号) |
| 日程第10 | 議題第76号 三笠市収入役事務兼掌条例の制定について |
| 日程第11 | 議題第77号 三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議題第78号 三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議題第79号 三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定 |

について

- 日程第14 議題第80号 桂沢水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議題第81号 空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議題第82号 南空知ふるさと市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議題第83号 南空知ふるさと市町村圏組合の財産処分に関する協議について
- 日程第18 議題第84号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議題第85号 平成17年度三笠市一般会計補正予算(第5回)について
- 日程第20 議題第86号 平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第21 議題第87号 平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第22 議題第88号 平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第23 議題第89号 平成17年度三笠市育英特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第24 議題第90号 平成17年度三笠市水道事業会計補正予算(第2回)について
- 日程第25 議題第91号 平成17年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第2回)について
- 日程第26 議案第92号、議案第93号について
- 日程第27 議案第94号、議案第95号について
- 日程第28 議題第96号 三笠市名誉市民の称号贈与に係る同意について
- 日程第29 意見書案第12号 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書
- 日程第30 意見書案第13号 議会制度改革の早期実現に関する意見書

出席議員(15名)

議長	9番	扇谷 知巳氏	副議長	6番	田中 茉莉子氏
	1番	晴山 貞光氏		2番	斉藤 勲氏

3番	齊藤	且氏	4番	佐藤	孝治氏
5番	儀惣	淳一氏	7番	藤浪	成憲氏
8番	高橋	守氏	10番	猿田	重夫氏
11番	谷津	邦夫氏	13番	森田	三男氏
14番	熊谷	進氏	15番	岩崎	賢治氏
16番	阿部	進氏			

欠席議員(1名)

12番 北沢 紘一氏

説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
収入役	村本丈尋氏	企画総務部長	森原裕氏
企画振興課長	富樫誠氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬孝氏	納税課長	土岐学氏
環境福祉部長	黒田憲治氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏
経済建設部長	西城賢策氏	建設管理課長	北山一幸氏
水道課長	作佐部盛秀氏	行革推進部長	木澤榮氏
行革推進課長	松橋義明氏	教育委員長	大野政行氏
教育長	富樫繁樹氏	教育次長	吉田正幸氏
学校教育課長	中村正法氏	社会教育課長	田中哲也氏
病院事務局長	深田智明氏	病院管理課長	佐藤健治氏
消防長	作佐部康則氏	署長兼 総務予防課長	富田照男氏
消防課長	辻道元信氏	生活安全センター長	工藤英美氏
監査委員	杉田忠正氏	監査委員事務局長	前田貢氏

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、平成17年第4回定例会を開会します。

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、5番儀惣議員及び13番森田議員を指名します。

日程第2 会 期 の 決 定

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

会期は、9日間と決定しました。

日程第3 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 行政報告いたします。

まず、報告第1号人事発令についてであります。そこに記載されておりますように、平成17年11月30日付で記載のとおり、退職が1名ございました。それに伴いまして、12月1日付で黒田部長を兼務発令いたしたところであります。

続きまして、報告第2号であります。平成17年12月6日午前11時11分、覚知がありまして、火災が発生いたしました。若松町の397番地73の一般住宅であります。約1時間50分後に鎮火いたしまして、1棟1戸が半焼ということでございます。罹災世帯については、そこに記載のとおりでございます。なお、出火原因並びに損害額については現在調査中であります。

以上、一般行政報告2件について報告いたします。

議長(扇谷知巳氏) これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号、企画総務部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第2号、消防本部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第4 一般質問

議長(扇谷知巳氏) 日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、佐藤議員ほか3人からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

4番佐藤議員、登壇質問願います。

(4番佐藤孝治氏 登壇)

4番(佐藤孝治氏) 平成17年第4回定例会におきまして、通告に基づきまして質問いたしますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

初めに、活字文化を守り発展させるための文字・活字文化振興法が本年8月に成立いた

しました。

国民の活字離れや若者の読解力の低下が著しいことが同法成立の背景にあり、文字や活字は人がコミュニケーションを図り、相互理解を深めるために欠かすことはできません。法制化により、国の活字教育に対する使命、国民が活字をはじめとする言語教育を受ける義務と権利が今まで以上に明確になり、本能で生きる動物と異なり、人間は後天的な教育で能力や生き方が大きく左右されます。作家の山崎正和氏は、法制化の意義について、活字教育は二つの側面から重要であり、一つは最低限のルールを教える社会の秩序を保つという側面、社会を統治する土台となる法律は活字で構成されている。一部の人を除き、文字を理解できないからといって、法律を犯すことは許されない。つまり、国民には、最低限の規範を守るために、活字を理解する義務がある。二つ目は、自己表現を助ける側面で、人間は関係性や文脈など、ある事柄の意味を文字を中心とした言語的な要素を介して理解する。言語がなければ、文明は成り立たないと言われております。文字や活字は時と場所を超えて、知識や知恵を伝える重要な役割があり、活字離れは将来的な文化の衰退や人を思いやる心、倫理観の形成に悪影響を及ぼすことが懸念されています。推進法では、自治体での責務、学校教育における言語力の涵養、財政上の措置などが明記されておりますが、本市における振興について、教育長の御所見をお聞かせください。

次に、救急救命の心肺停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命するAED（自動体外式除細動器）が、昨年7月から医師や救急救命士に限らず、だれもが使えるようになりました。操作は驚くほど簡単で、本体とコードでつながった二つの電極パッドをそれぞれ患者の右肩と左わきに張り、電源ボタンを押すと、AEDが音声で順を追って説明してくれる。電気ショックが必要かどうか、装置が心電図を測定して自動的に判断するので、安心である。救命率は、1分おくれるごとに7%から10%下がる。10分を過ぎると、救命は難しくなるという。発生から3分以内にAEDが使われた場合、74%が救命に成功するという報告もあります。野球のボールやパッドが胸に当たった子供が心臓しんとうで突然死する事故も相次いでいる。また、心疾患による死亡者数は、平成13年14万8,292人、平成14年15万2,518人、平成15年16万3,000人と増加しており、今後も高齢化の進展により、心筋梗塞等の心疾患が増加する見通しであります。

半年間にわたって開かれた愛知万博では、会場内に100台のAEDを設置して、心肺停止状態に陥った人を現場に居合わせた来場者がAEDを使用して救命し、話題にもなりました。自治体でも、公共施設やスポーツ施設などに設置するところがふえてきております。また、交通機関、ホテル、デパートなど不特定多数が利用する幅広い施設への普及も強く望まれております。一般の人が使えるようになったといっても、その使い方やAEDの存在自体を知らないと、救命率の向上にはつながりません。設置の推進とともに、AEDを取り入れた救命講習の開催も必要と思っておりますが、理事者の見解をお伺いいたします。

最後に、公共施設のバリアフリーについてお伺いいたします。

この問題は過去にも議論され、検討されていることと思っておりますが、今回は特に市民の声

が多い、市民会館にエレベーターの設置について、いま一度訴えさせていただきます。

市民会館は、確かに老朽化しておりますが、この先、建てかえるには非常に厳しい財政状況にあると思います。しかし、市民の人たちの利便性を考えますと、エレベーターの設置は今やらないと、この先できる時がないのではないかと感じられます。高齢者の多い三笠にとって、必要なバリアフリーだと思いますが、理事者のお考えをお聞きいたします。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 文字・活字文化振興におきましては、平成17年、ただいま議員8月にといいましたが、7月22日可決、29日施行となっております。

昨今の児童・生徒は、もちろん若者、大人、老人も含めて乱れた言葉を使っているということについて、読書をする機会がだんだん少なくなっているということでございます。一昨年の経済協力開発機構OECDの加盟40カ国の中で、日本の高校生の読解力は、2000年のとき8位でしたが、その後去年14位に後退しているということもあります。さらに、文化庁の意識調査で、昔は危険だというような「やばい」という言葉を、すばらしいというように、すごいとかという肯定的な言葉に使っているとか、例えば「うざい」「きもい」「かわいい」とかという単純な単語だけの表現で自分の気持ちをあらわすようになってきたということは、これは本当に読書の機会がだんだん減ってきているのではないかと思います。このため、この法律は、すべての国民がひとしく豊かな文字・活字文化の恩恵を享受できる環境を整備することを定め、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、知的で心豊かな国民生活及び活力のある社会の実現に寄与することを目的とするということで、いわゆる読書振興法ということになっております。

それで、第4条に国の責務ということがあります。今の基本理念にのっとり、文字・活字の文化振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するというところでございます。第5条に地方公共団体の責務として、国との連携を図り、その地域の実情を踏まえ、文字・活字の振興に関する施策を策定し、実施する責務があるということですが、この法律は、超党派の議員さんで議員立法をなされたものでありまして、国、地方公共団体が具体的に事業を定めて成立した法律ではございませんので、今後、国がいろいろな事業を実施するというのを聞いておりますので、それにあわせて地方公共団体としてできることを策定して、実施していかなければならないと思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹） 今、簡単に法律の内容を説明させていただきましたけれども、いづれにしても今年できた法律でございまして、必要性については私も十分必要だと思っておりますし、今までの学校の図書館の利用ですとか、市立図書館を利用しながら、

そういう面の小さいうちから本に親しむようなことをいろんな施策ではやってきております。今後、国の施策に相まって、より以上にこれからそういう大切なものについては、力を入れて進めていきたいと思っておりますが、何せ数カ月しかたっていないものですから、具体的に我々がどうそれを進めるか、今後そういう具体的なものが出てきた段階で、またさらにうちの今の施策にプラスできるものがあれば、頑張っていきたいと、こう思っております。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） A E Dの関係でございますけれども、佐藤議員の御質問でございますけれども、A E Dの公共施設等への設置につきましては、消防サイドといたしましては、一般市民の方がA E Dを用いて病院前救護のための活動は、市民の救命率の向上を目指すものであるということから、私どもといたしましても、不特定多数の出入りする場所へのA E Dの設置につきましては、望ましいという考え方でおります。

ちなみにでございますけれども、この12月5日現在でございますけれども、道内34市のA E Dの公共施設等の設置でございますが、34市中5市がA E Dの設置をしております。札幌市、それから小樽市、滝川市、空知管内では滝川市だけでございます。そして、旭川市、江別市と。設置されている施設でございますが、主にスポーツセンターですとか、あるいはプール、それから庁舎、それから福祉センターと。参考まででございますけれども、管内でこれ以外に岩見沢市では、市立病院に設置されております。そして、長沼町でございますが、福祉センターに設置されております。

私ども消防署の方といたしましては、平成12年度から、現在、普通救命講習ということで、一般の市民の方、町内会ですとか、あるいは事業所ですとか、そういった団体の方々に3時間の普通救命講習を実施しておりますが、このA E Dにつきましては、先ほど佐藤議員のおっしゃいましたように、昨年の7月に医師法の改正がなったばかりということで、その後A E Dがそれぞれ全国で発売されてきていると。私ども消防署の方では、このA E Dの訓練用の除細動器でございますけれども、現在持っておりませんので、来年度購入をいたしまして、市民の皆さんに、町内会ですとか、あるいは学校関係ですとか、事業所の方々に使用のできるように進めてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 最後の公共施設のバリアフリー化についてということ、市民会館のエレベーター設置について、議員のお話ししているとおり、平成8年に同じ内容の質問がありまして、当時は平成6年から優しいまちづくりということで、歩道の切り下げを直したり、それから玄関ドアの自動化ということで、3カ年の計画をつくって実施した経緯がございます。その計画の中では、この市民会館のエレベーター設置は計画にのってございましたけれども、残念ながら相当な費用がかかるということで、当時は実施できなくなったという結論でした。今回、現地を調べた結果、やはり中につけるとなる

と、市民会館の構造上、適当な場所が見つからないというか、結局エレベーターをつけることによって、いろんな施設に影響を与えると。例えば、階段の移設をしなければならない。それから配せん室の寸断が生じてしまう。それから2階から屋上部分への保守点検通路の遮断など、解決する問題が多々あるということで、また、市民会館自体、建設後36年経過しておりますので、老朽化等エレベーター設置には、多額の費用が見込まれることも含めて問題点として挙げられます。概算工事費、現在のところ4,000万円から5,000万円程度、概算ではありますけれども、かかるのかなと。

結論としましては、高齢者の方々の会合は階段の上り下りも大変なこと等、当面1階を極力利用していただく。あるいは他の公共施設含めて1階のところを利用していただければと。将来的には、庁舎を含め、市民会館の改築時に設置を検討させていただきたいということで考えております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） ただいま各所管から御答弁をいただきましたので、一つ一つもう少し聞かせていただきたいと思います。

最初に、文字・活字文化の振興の推進ということなのですが、これまできたばかりなので、これからということで、具体的な部分はこれから推進していくということです。とにかく今インターネットが世界的に普及し、また、メールという部分でもかなりの普及をしておりますので、やはり文字を書くという機会が少なくなってきたとか、それと今、特に若い人たちのメールというのは、絵文字とか略文字というのですか、もうああいうのを使ってメールをしている部分で、本当に私なんか若い人たちのメールを全然読むことできません、ああいう感じですね。そういう部分で、やはりかなりちょっと乱れて来ているのかなという気もいたします。

これに先駆けて、2001年に子供読書活動推進法というのが制定されているはず。この中で、国の基本計画をもとに自治体も独自の推進計画を策定することが努力義務として規定されていると。これ調べたのですけれども、今年の3月の調べでは、北海道でこれを策定済みのところは10市町村であるという部分で調べたのですけれども、三笠市の状況は、ここの部分についてはどうなっているのでしょうか。そしてまた、学校での朝の読書運動というところを実施している学校が1万9,000校を超えているという報告があるのですけれども、これも三笠市の状況は今どういう状況なのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 子供の読書離れということでは、私どもの市では、絵本とおはなし「かるがも会」とか、図書館のボランティア、これはグループで「ぐりとぐら」というグループもございまして、小さいお子さんとか、就学時前の健診時に本の読み聞かせをしているとかいう活動しております。また、中学生のボランティアで、今の子ども会の

シニアリーダーといひまして、中学生、高校生が入っているのですけれども、その方々が図書館に来て、貸出業務等を手伝っていただいているということです。各学校に50冊ずつ3カ月に1回入れかえをして、お子さんの読書に寄与しているのではないかなと思っています。さらに、岡山小学校では、学校始まる前に、岡小タイムということを設定して、そこで読書をしていただいているというような取り組みを行っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 私が今ちょっと聞きたいのは、今、各学校に50冊ずつ3カ月に1度入りかえをされているのですけれども、これだけの本で実際に子供たちに対して、生徒たちに対して、足りているのかどうなのか。そして、今言いましたこの読書計画の策定という部分で、三笠市はやっているのかやっていないか。そして、この朝の読書運動、これをやっているのかやっていないのか、今お聞きしたのです。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 申しわけございません。全市的には行っておりません。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 現実的に、今行っていないということなののですけれども、将来的にこの読書運動を計画するとか、また今後、今言いましたこの読書推進計画ですか、この計画も全くつくるといふ部分、検討はされていないのかどうか。3月調べでは、10市町村が策定済みなののですけれども、現在、策定作業を進めている市町村が21市町村、策定について検討中が97市町村、そして全く策定の予定がないというのが80市町村という統計的にあるのですけれども、三笠市はこれどこに入っているのです。全く策定していないという、予定もないといふところに入っているのですか。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹） 私も2年半ぐらいたったのですけれども、残念ながら、これについて、三笠市については、取り組みした例も報告を受けておりませんし、現在やっておりません。今後、早急にこの内容を検討して、どうするか決めてまいりたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） よくわかりました。とにかく、未来を託す子供たちの教育という大事な部分ですので、ぜひとも検討して、推進していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、救急救命のAEDに関しましても、もちろんこれは人の命にかかわる部分ですので、こういう大事なところには来年から購入して、講習会を開催する予定だといふ部分で御答弁もいただきましたので、とにかくこういう部分、大事なところには、やはり予算を計上して、積極的に推進していただきたいなという強い思いがありますので、この部分では、助役さんの方でどういうふうにご考慮されるか、いま一度よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 非常に救急救命という意味では大切なことだというふうに思っています。救急車で市立病院に運ばれる前に、この種の病気は何とか解決できるかもしれないという、この種の機械ですから、これは市としても基本的には大いに積極的に検討しなければならない事項というふうに思っております。

医師会の主導で一度講習会は行ったことはあります。ありますけれども、正直言って、このAED自体がどこにも設置していない中での講習会ですから、その効果はということになりますと、ちょっとこれは疑問を感じざるを得ないということになります。したがって、今、我々の方では、この機械をどういう場所に置くのが一番適当なのか。全部一遍にすべてのところに置くということは、これは不可能でございます。年次的な計画を立てていかなければならぬだろうというふうに思っております。ですから、イベント時の利用方法もあるでしょうし、公の施設に置く、そういう方法もあるでしょうし、これはいろんな活用の方法があると思っておりますので、どういうところから手をつけ、年次的にどうそれを配分していくかということの、そういうトータルの計画をまずつくる必要があるだろうと思っております。それに応じて、年次的に動いていくというようなことで、その辺はきちんと計画的に対応しなければならないと思っております。そういった意味で、前向きにこれは検討していかざるを得ない事項というふうに思っておりますので、まずはその計画をきちんと立てた上で、想定できるのがイベント等の人が大勢集まる時、または公の施設等々で人が集まる施設ということが想定されるわけですから、それらについて、どう年次的に対応していくかということになるだろうと思っておりますので、これは少しそういった意味で検討させていただければというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 大変に前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひとも推進していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、市民会館のエレベーターという部分で、本当に私もかなり設置は難しいかなというのは認識しておりました。それでも、やはり多くの市民が望んでいるのですよね。高齢者が多い三笠ですから、2階に上がっていくというのが本当に大変だという部分で、特に201号室の方に上がっていくのは大変だということで、要するに、できれば下の101号室では狭いときがあるのですよね、イベントというか。そういう部分で、101号室と102号室を壊してつなげるというのも、これもかなり厳しいのしょうけれども、できればもうちょっと広い会場が下の方にあれば、やはりこういうエレベーターの設置という部分でも、結構薄れてくるのかなというふうに感じられます。また、ほかの公共施設、公民館にもエレベーターが欲しいという町民の声が多いです。でも、公民館の場合は、将来的に教育委員会が、もしできれば、もっとまちの中の方に移動できれば、下のスペースがあくので、公民館の場合はまだちょっと選択肢があるのかなという感じはしますけれども、市民会館におきましては、本当に新たに建て直すか、何とかして下に広い部屋を

つくるかぐらいしか考えられないのかなと思いますので、とにかく多くの市民の人が望んでいる、そういう声があるということだけ、いま一度訴えさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 大変、市民の思いをお話しいただきまして、本当にありがとうございます。決して私ども全くそうしたことについて頭の中にないわけでございませんでして、私も教育長時代に、公民館、障害のある方が2階の会議室を使うという段階で、大変な苦勞をして上っているのに、手を差し伸べたのですけれども、逆に拒否されまして、自分でできることは自分でやるのだからということで拒否されたということで、前どこかの議会か委員会で私お話ししたことがあるかと思っております。しかし、それも一つの生き方でありまして、また頑張るって階段を上がりおろすことが、いわゆる老化を防止するという意味では、一面的にはそういうことも必要なのかなと。ただ、最近、御承知のように、公営住宅も高層の公営住宅がどんどんできておまして、それについては、エレベーターの設置を認められる時代になってきました。それで、今、御指摘のあるように、市民会館に設置することがいいということは、もうだれもがわかっていることでございます。ただ、限られた予算の中でございますし、もし今の101の部屋が狭いのだとすれば、このエレベーターにかかる費用の何分の一かで、部屋を横に出すということも一つの方法のかなというようなことも考えたり、公民館やここの部分が、市民会館のことは話題になるのですけれども、市役所それではどうなのだと、市役所にエレベーター要らないのかと言ってくれる方がなかなかいないものですから、そんなことも含めまして、これもかなり老朽化しておりますので、公民館も市民会館も市役所も一つの建物の中に収容するという方法は考えられないだろうか、そんなこともひとつ考え方の中で考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

そんなことも含めながら、今、私の頭の中にはいろんなことが錯綜しておりますので、今すぐ皆さん方に発表する段階ではありませんけれども、そうしたバリアフリーという意味では、日常道路で歩く部分でのある程度の段差は解消してまいりましたけれども、解消したとはいえ、道路自体がまた非常に傷んでおります。特に、冬のブルの除雪によって、かなり削られたりなんかするようなこともございますので、そうしたことも含めながら、私ども考えているということだけ御理解いただきたい。こんなことで、先ほどお話にありましたように、この心臓の心房細動あるいは心室細動に対する、我々3分以内で心臓が蘇生すれば命は助かるということは具体的な例としてありますので、それらを含めながら前向きに検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

4番（佐藤孝治氏） どうもありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、佐藤議員の質問を終わります。

次に、3番齊藤且議員、登壇質問願います。

(3番齊藤 且氏 登壇)

3番(齊藤 且氏) 平成17年第4回定例会に当たり、先に通告いたしました三笠市の人口問題と安心・安全のまちづくりの2点について質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず1点目に、三笠市の人口問題についてであります。私は、人口問題は今後の三笠市のまちづくりの根幹と考えております。さて、昨年11月に発表されました三笠市振興開発構想の中に、平成32年度の人口を1万1,000人と目標が設定されております。行政もイオンやさまざまな企業の誘致や宅地の分譲など、人口増加につながる努力をしているところでありますが、自立宣言をしたこの1年間の人口減少が想定内の範囲なのか、また新たな取り組みが必要なのかお聞かせください。

2点目に、安心・安全のまちづくりであります。私ども公明党議員会は、地域防災計画の見直し及び避難所、避難施設の総点検をはじめ、オストメイト対応型トイレ、耳マークの表示、車いす表示の駐車場など、生命・財産にかかわる問題から福祉社会の充実などの提案をしてきました。しかし、ここ近年これまでの常識をはるかに超えた自然災害及びアスベスト問題や建設業を震撼させている全く信じられない耐震偽造問題など、新たな社会問題が勃発し、想定外のことにいや応なしに対応しなければならない時代に入ってきている気がしてなりません。国も地方も予算削減のため、行財政改革に真剣に取り組んでいるさなかであります。しかし、市民の生命・財産にかかわることは、より慎重に取り組む必要があると思います。

そこで、以前委員会でも提案しました三笠市の救急救命士の人員が5人から4人に削減されることは、十分検討されたのかお聞かせください。

あわせて、反社会的な世間をあざ笑うかのような通学路や塾での児童殺害など、非常に不安定な世の中です。特に、子を持つ親や社会は切実な大問題ではないでしょうか。イオン周辺開発に伴い、防犯灯のない中での子供たちの通学路や通勤路をどのように考えているのか、お聞かせください。

以上、2点につきまして、壇上での質問を終わらせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) 企画総務部長。

企画総務部長(森原 裕氏) 私の方から1点目の人口問題についてお答えいたします。

御存じのように、昨年、振興開発構想ということで、これは平成32年度の目標人口を1万1,000人と想定しております。それで、この計画の中では、平成18年4月、来年の4月の18年度当初の人口は、おおよそ1万1,998人ということで、約1万2,000人ということで推計しておりますけれども、現在の人口の状況といたしましては、17年度3月末、今年の3月末の段階では1万2,285人、それからこの10月末では1

万2,150人ということで、この7カ月間では135人の減となっております。過去3年程度の、平成14年から16年度の平均人口の1年間の年間では325人ということになっております。それで、今年の10月までの状況を踏まえ、またそれから例年3月にはやっぱり市外転出等の状況の中で、人数が多くなるということで、そういったことも踏まえながら推計してみますと、現在のところ284人程度の減ということで推計いたしますと、来年3月の段階では1万2,000人程度ということで、振興開発構想の計画人口程度と同じような形で推移していくのではないかと考えています。特に、岡山地区でございますけれども、民間アパートが5棟48戸建設されまして、現在54人の方が入居されています。そのうち市外から48人の方が転入されています。また、北ガス建設によります宅地分譲、31区画でございますけれども、これも分譲始まりました。今後におきましても、この振興開発構想に基づきまして展開を図りながら人口の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 救急救命士の御質問でございますが、齊藤議員も先月の委員会の中で御質問がありまして、現在、救急救命士につきましては5名ということでお答えさせていただきましたけれども、配属的には消防署の方に24時間勤務でございますので、これを1日置きで交代勤務しておるものですから、それぞれ2名ずつを配置しております。それで、もう一名については、本庁部局と同じように月曜日から金曜日まででございますけれども、毎日勤務している予防係長というのが1名おりまして、したがって、5名いるのですけれども、先ほどの御質問がございましたですけれども、これを削減した、こういうことではありません。したがって、救急救命士が両番それぞれ2名おりまして、出張したりですとか、あるいは急に風邪を引いて休んだですとか、そういった場合については、この日勤の救急救命士も乗るといことにしておりますので、決して削減をしたということではございません。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 岡山工業団地の中の道道三栗線だと思っておりますけれども、道路照明が実際橋梁の区間と市道の交差点には、400ワットの道路照明がついてございますけれども、延長が約1キロ100、この中に照明灯は4基ぐらい設置されているのかなと。先ほど通学路というお話があったのですが、教育委員会の方で通学路はもう少し中の方の道央エンジニアリングですか、ちょうど工業団地の看板が立っていると思っておりますけれども、そこを通学路として、あと道道を通学路に教育委員会の方では指定してあります。今回、暗いと、確かに現地確認したら、車が通らないと真っ暗でした。以前お話があって、建設課の方で、道路を管理しているのは札幌土木現業所、北海道なものですから、北海道の方に設置について協議いたしましたけれども、交通安全上、市道との交差点に照明灯が設置されており問題がなく、照明灯の設置は道の方ではできないという返事が

あって、この部分についてはお話しさせていただいた経緯があるかと思えます。なお、再度道の方に道路照明として、カーブ等もありますので、1基でもお願いできないかどうか、その辺を今後検討してまいりたいと。

それから、買い物、通勤も含めてなのですが、現在イオン周りに午後7時ぐらいまでバスが運行していますので、そのバスを御利用になるような形で買い物等、あるいはしていただければありがたいなというふうに考えています。

岡山地区発展のために、今後いろんな計画が出てくる中で、この部分も含めて対応していきたいというふうに考えております。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 工業団地のところの通学路のことですけれども、今、黒田部長述べましたように、三栗線ではなく、中の1号線を通っております。これについては、不審者等があらわれた場合に、逃げ込むところが三栗線にはないということと、やはり冬なんかは大型車がかなりの勢いで走っているということで、中の方に通学路を設けてほしいというのは、保護者、学校、連町、その方から要望がございまして、そちらの方を通学路として指定しております。それで今、防犯灯等の心配、暗いところもございませけれども、小学校、中学校につきましては、退校時は明るいとき、2時半から3時ぐらいということで、防犯灯だけではなく、今、事件が多発しておりますところ、例えば人通りが少ないとか、全く真っ暗だとか、そういうところを、現在、学校を通して、どういう生徒が何人ぐらいいるのかというようなことを調査しております。そういうことで、ただ防犯灯のみではなく、そういう総合的な危険地帯を通る生徒さんに対して、教育委員会として今調査をしているということでございます。

あと、冬、除雪が工業団地内どうしても十分にいかないということで、冬の間はバス通をしてもらっているというこうことで、今2人いますけれども、その方たちは今バス通を行っております。また、不審者等の情報がありました場合は、教育委員会から各学校にすぐファクス等でお知らせをして、集団下校等を実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） まず、最初の人口問題なのですが、広報の10月と11月で、人口が前月から見たら37人、11月は42人減少しているのですが、この時期というのは、1年間通じてどうしても人口は減るような時期ではないような気がするのですが、この点、行政はどのように分析されているのか。それと、あと今2007年問題、団塊世代が退職して、ついの住みかを求めている。これ全国的なことですが、三笠市の場合も北海道移住情報センターに登録してあるのですよね。今現在、どのような活動と申しますか、実績的に登録した結果、三笠市以外から、将来三笠市に住みたいようだとか、そんなような働きかけがあるのか、その点ちょっとお聞かせください。

議長（扇谷知巳氏） 企画振興課長。

企画振興課長（富樫 誠氏） 北の大地の北海道がやっています移住計画の背景なのですが、おっしゃったとおり登録市町村という形、ちょっとワンランク低い取り組みなのですが、手を挙げさせていただきまして、その上のパートナー市町村、道内で何カ所か指定されてもう取り組みが進んでいるところが行っている会議等に、意見は申し上げられないのですが、オブザーバーということで、傍聴するような形で会議等に参加をさせていただいております。それと、これに伴いまして、ホームページの中にこの移住の関係で、三笠市で取り組んでおりますいろいろな促進の部分のホームページを立ち上げまして、そのPRをしているところがございます。詳しい今後の取り組みにつきましては、このパートナー市町村の行っている取り組みを参考にしながら、今後また継続してやっていきたいということで考えております。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 人口減のかかわりなのですけれども、例えば9月末ですと、17年度42人で、それから10月末では26人ということになっております。それで、これは16年度の状況と比較いたしますと、16年度も9月末は34人、それから10月末は24人ということできていますので、10月末の段階では大体昨年並みになってきますけれども、その月によってこういう状況がどんな要因でもってふえたりなんかというはちょっとなかなかつかめない部分もありますので、今の段階で明確にこういう要因だというのは、ちょっとお答えできないような状況でございます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 私、先日の7日の日、青年団体と市政懇談会、この中でも三笠市の青年は人口問題について非常に今後厳しいような見方をしているし、私もやっぱり人口問題というのは、将来的な国や道の強制合併にも発展しかねないような大事な問題だと思うのです。だから、やはりこの10月と11月のこの分析も必要であるだろうし、やはり移住計画、これも行政側も積極的に取り組まなかったら、今後のまちづくりというのは各まちが本当に競争して、青年団体との懇談会でも三笠市はよそと比べて、どのようなことが利点があるのですかと。そのときも、行政側は余り自信を持って発表できなかったような気がするのです。やはり比べて、どっちとどの地区を比べて、三笠市がこうだからということになると、いわゆる2007年問題というのは、あと本当に2年かそこらのことですから、やっぱりもっともっと積極的に取り組むべき問題だと思うのですけれども、この点、どうなのでしょう、市長。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） まず、人口問題なのですが、今まで4月からこの11月末までですか、もう既に数字が出ているということになりますと、その月々でとらまえたら、多くなっている月もあるし、少なくなっている月もあると、これは事実でございます。トータルして申し上げますと、11月末まででは、これは142名が減っています。月平均に直しますと18名が減っております。逆に言うと、私どももこのままいっていただければ、

かなりいい数字になるのかなと、こう思っています。ですから、このまま延べていきましたら、これは18名ですから、あと残り4カ月で六十数名がプラスになるから、つまりは200人ぐらい、そういう数字になります。例年、毎年平均すると325人です。ですから、このままいただければ大変ありがたい。ただし、例年3月に多少の減少が大きくなります。五、六十人ふえます。ですから、それを入れても200人台でおさまってくれば、例年よりかなりいいのかなと、そういう希望が多少若干あるかなと、そう思っています。

それから、自立計画における人口増加対策ということからすると、まだこれは18年からふえるというか、全体では減りますが、減り幅が少なくなる見込みを18年から立てています。17年までは、ですから住宅も造成いたしました、宅地も。多分売れるのは18年度でしょう。ということも含めて、18年から人口増加対策を具体的にやるということで、減り幅が少なくなっているのが18年から、そういう計画には一応なっています。32年までは1万1,000人を何とか維持したいということでございます。ただ、いろんな意味で人口はその周辺含めて、大幅に減っております。空知管内もそのとおりでございます。国調の結果も御承知のとおりだというふうに思っています。ふえてるとかなんとかということで申し上げれば、やはり大都市の近くが若干ふえているという現象もあります。それは、例えば旭川の近くであったり、または札幌の近くであったり、そういう傾向にあるということになっています。

私ども、人口問題は非常に大きな課題だというふうに思っておりますし、振興開発構想でも人口の増加対策ということがメインですと。それと、住みやすさの追求と産業構造の構築という三つの柱を立ててやっておりますから、これは三笠市が自立していく上で大きな課題だというふうに思っております。決して、このことがまあいいよという考えは毛頭ございません。ですから、今年度は何とかクリアできるかもしれないのですが、来年度以降果たしてどうなるか、こうなるかということはやはりシビアに見て、クリアできなくなりそうだったら、次の手どうするこうするということは、これは着実に手を尽くしていかなかったら、自立自体が危うくなってくると、こういうふうになると思っておりますので、そういった意味で鋭意努力してやってまいりたいと思っております。いろんな意味でのこの対策等々が考えられるわけですが、その辺のことは、18年度予算にも含めて、いろんなことも考えていかなければならないのかなと思っておりますので、現時点では何とか計画どおり、これから以降はまだ白紙でございます。それに向けて、計画に向けて、一生懸命頑張っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 人口問題については、また期待しながら、推移を見ていきたいと思えます。

次、2点目の救急救命士なのですが、過去に5人がいたのですよね。ということは、5人必要だったというような判断でいいのですよね。それから見たときに、三笠市の

この車、交通量もふえていますし、あと市立病院、これは三笠市だけではなくして、各お医者さんがいなくなっているというか、三笠市の今後いつどのような状態になるか、わからない部分いっぱいあると思うのです。そして、先ほど前者の質問にもありましたように、今まで使ったことのないような器具を使うことも必要になってくるし、果たして5人いたのが4人になるのが削減ではないのでしょうか。どうなのでしょう。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 基本的には、私は削減とは考えておりません。

それで、実は今現在、消防職員35名おります。その中で、救急救命士が御承知のように、今申し上げましたように5名と。それから救急隊員、これは北海道の消防学校に行きまして、大体135時間から250時間の救急課程を学んでまいります。これも試験でございます。それで、修了証をもらってくると。救命士の場合ですと国家試験となるわけですけれども、救急隊員につきましては、私含めてでございますけれども、25名おります。救命士が5名おりまして、現在、救急車に乗っておるのが30名ということで御理解をいただきたいと思います。現時点ですけれども。

それで、救急救命士と救急隊員の違いでございますけれども、救急救命士につきましては、特定行為ということがございまして、3点ございました。除細動、いわゆる電気ショック、それから気道の確保、それからもう一つが静脈路の確保と、この三つございました。一つの先ほどのAEDでございますけれども、AEDにつきましては、救急救命士と、それから救急隊員、私以下25名おりますけれども、この30名が医師の指示なしで除細動、電気ショックをすることができます。ただし、残っているこの二つ、静脈路の確保と気道確保、これにつきましては救命士だけでございます。これにつきましては、現在もそうなのですが、医師の指示を仰ぎながら、救急車の中でこの気道の確保と静脈路の確保をしているということでございまして、この2点だけでございまして、これ以外につきましては、今申し上げましたように私含めてですけれども、25名の救急隊員もすべて応急処置ができると、こういうことになっているわけですから、御心配されている部分のことだと思うのですが、御心配ないと、このように思っただけならば、こう思っております。

それで、あわせてでございますけれども、救急救命士といえども、5名おりますけれども、人間でございます。先ほど申し上げましたように、風邪も引いたり、あるいは出張も行ったり、それから北大への事後検証というのもございます。そんなことから、実は来年度、18年度以降、私も含めてですけれども、毎年退職者が出てまいります。そのときに、採用者の中に優秀な救命士がいれば、とっていきたいと、この後ずっと5年ほど退職者が続きますので、そういった形の中で救命士をとって増員を図ってまいりたいと、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 少し補足させていただきたいと思います。

今、資格を持っている方は5名と、たしかうち3名が消防職員を講習会に行かせて資格を取らせたと、2名は本来資格を持って入ってきたという内訳のようです。それで、14年までは4名でした。15年に1人とりまして、それで5名になったということです。基本的には救急車に必ず1名を乗せると。何名資格を持っている人がいようと1名だけは必ず乗せると、これは変わっておりません。ですから、また救命士を採用して、有資格者が6人になっても、これは1人は乗せるという体制は今までもそうですし、これからも堅持していくと、そここのところだけは変わっておりません。ですから、これからの人事異動等々でまた救命士の資格を持っている方が動くこともあるだろうと思いますけれども、必ず1名は乗せるということをお前提にしてやっておりますので、仮に4名のうちでそういうことが回らなくなった状態のときには、外に出した1名も乗せてやることはあり得ると、そういう意味です。ですから、体制としては、必ず乗せるということは、これは厳守してまいりますので、そここのところを御理解していただければと思います。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 十分今の説明でわかりました。将来的にも期待しますので、よろしく願いいたします。

次に、通学路の問題なのですけれども、工業団地の看板のところを通過して、学校というのは距離的には何キロくらいあるのですか。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 小学校2キロ、中学校3キロでございます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 先日の小学校1年生の殺害も通学路以外で起こっているのです。僕もやはり今回この通告を準備している段階の間に、もう3人の児童が亡くなっているものですから、これはやはり慎重に、果たしてあそこの部分が本当に通学路としていいのか。人間の心理からいったら、あそこ例えば分譲地でもって住宅が建って子供たちが学校へ通うようになったら、わざわざあんな遠いところ歩かないような気がするのですけれども、やはり三栗線の方を通過して歩くような気がするのですけれども、その点規制できるわけでも何でもありませんし、その点どうなのです。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 先ほども申しましたように、三栗線の方には事務所的なもので、人のいる場所が少ないのです。それで、車なんかで連れ去られると、追われるとか、そういうときには、やはり団地内の方がそういう飛び込める場所も多いわけですし、今、三栗線の歩道ですけれども、冬期間等は段差も少ないし、かなりスピードを出してきているということで、前に小学生が車であおられて転倒したとかという事故もありませんでしたので、そういうことで工業団地の中を通過してくれというような要望がございました。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹） 岡山の開発に伴った団地ということで、去年からそういう通学の

実態になっております。子どもはそこで安心はしておりませんし、危険だということは十分認識して、今の段階で最良な工業団地の中を通していただくということでやっております。ただ、冬期間、その他もありますし、今言いましたように、距離が2キロ、3キロということですから、うちの通学の補助基準で補助をして、バス通学という形にしておりますし、そういう形をとりながら、全体的な岡山の開発に合わせて今のルートがいいのか、指導の余地があるところもありますし、将来的にまた別なルートが開発の中で見出せるのであれば、あわせて検討して安全は確保していきたいと、そう思っています。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 僕もやはり三笠市内考えていたときに、その通学路の問題というのは、決してあそこだけではないとは思っているのです。やっぱり本当に防犯灯のないところだとか、いろいろさまざまあるのですけれども、あの岡山というのはやはり三笠市としても一番力を入れて今開発している場所なのです。だから、やはりそのところの開発構想ということを考えたら、一番大事な部分になってくるのではないかなと思うのと、あそこら辺は町内会がなかなか今ないと思うのです。今、分譲地やったりんだりして、だからなおさら新たな新しい取り組みだと思うのです。そんなことをやはり考えながら、三笠の開発構想に力を入れて進めていただきたいなと思います。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 大変貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

今、御承知のように、御指摘にありましたように、日本の国一体どうなっているのかと思うぐらい子供たちがねらわれている、こんな社会はかつて日本の歴史の中になかったというふうに思っております。学校というところは最も開放されて、子供たちにとって安全な場所が、今、逆に一番危険なところになってきているということは、世の中どこかが狂っているのではないのかなというふうに思わざるを得ないというのが昨今の状況であります。今、御指摘にありました通学路の夜の部分がありますけれども、これは今、小学校の場合はほとんど明るいうちに帰ります。今、ちょうど日が短いときですから。私もおとついで実際に夜行ってみました。それで、岡山のちょうど交差点のところから三栗線の方を歩いてきましたら、水銀灯が3本立っています。この区間は足元は確かに見えます。3本過ぎますと、ちょっと暗いのですよ。しかし、それをちょっと過ぎますと、今度はイオンのナトリウム灯ですか、あの独特な色のやつが物すごく多く数あるものですから、足元は確かに見える。ただ、私が心配したのは、あそこを車がずっと通ったときに、もし小さい子供が歩いていたら、いとも簡単にさらわれていってしまうというのが、私があそこをおとついで通って、実感として見てまいりました。ですから、今、最後の方に御指摘にありましたように、まさに三笠が自立していくために、その大きな部分でイオンを誘致してきたわけです。そして、そこにいかにして人口を引き込むかということで、今、役所の担当の総力を挙げて取り組んでいる最中でありまして、今、御承知のようにあそこ分譲宅地も販売されております。やはり子供が通学路が安心なのか。例えば、小中一貫教育やっているか

ら、すぐ来るというのではなくて、毎日子供たちは家から学校への登下校するわけですから、その安全を考えるといったときに、今言ったように、工業団地の中で車走り回ってどうなのかということもあります。

そういう意味では、早急にこの問題については、特にスクールバスという問題も真剣に考えなければならないだろうと、このように考えております。そのためには、むだなスクールバスということをなくするためには、一刻も早く市内全体の統廃合を進めなければならないだろうというふうに思っております。そういった意味では、今、教育委員会の方をお願いいたしまして、適正配置審議会の中で、当面の学校をどうするかということについて検討していただいておりますので、そういう結論を待って取り組んでいきたいと。今、御指摘にあった岡山・萱野地区の開発というものは、三笠にとってある意味での生命線でありますから、そういった面で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、とりあえず今、工業団地の中を通っているというのは、あそこを通って、先ほども申し上げましたように、非常に危険性がありますものですから、事務所があれば飛び込めると。今、市内でこのサポートハウスということで、5年か6年ぐらい前にやりました。その部分では、岡山が一番先に取り組んでいただいたところでもありますので、そういった意味で、これからも町内の皆さん方に、特に企業会の皆さん方にも機会あるごとに、そうした部分でお願いしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） どうもありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、齊藤且議員の質問を終わります。

次に、11番谷津議員、登壇質問願います。

（11番谷津邦夫氏 登壇）

11番（谷津邦夫氏） 先に通告をいたしました質問について順次御質問を申し上げますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

市長の政治姿勢について。

その一つとして、総選挙後の国の政策評価について御質問を申し上げます。

郵政民営化こそ構造改革の本丸と称し、先の総選挙で小泉劇場とやゆされながらも、小泉政権が圧勝しました。この結果に一抹の不安を感じているのは、私だけでありましょうか。国民の7割以上が公社経営形態の維持を望んでいた中、競争原理に基づいた郵政民営化が実施されることになりました。高齢化、過疎化が著しい当市にあって、不採算地域として、郵便局の統合・廃止も懸念されているとことごとでございます。ユニバーサルサービスの維持が困難になると、地域住民の生活に大きな影響が与えられ、地域の衰退につながるものが懸念されます。郵政事業が果たしている公的、社会的役割の重要性にかんがみ、国のこの政策について、市長はどのように評価しているか、見解をいただきたいと思いま

す。

また、今月6日、政府は2006年度予算編成の基本方針を閣議決定いたしました。経済財政諮問会議では、北海道開発予算に的を絞って、開発局の存廃論や道路特定財源の一般財源化など、当市のまちづくりに影響を及ぼしかねない内容もございます。市長はこのような動向の中、市長会の動きなどの情報等をあわせて聞かせていただきたいと思っております。

その2は、北海道の合併推進構想についてでございます。北海道は合併新法下の2010年3月末までに、市町村合併の最小人口規模の目安を3万人程度と明示して、来春の市町村合併構想策定に向け地域説明会などを開き、意見を聞く会合を進めております。平成の合併第2ラウンドに向けたこの取り組みは、国が進める行財政改革の一環であり、知事もその役割を担っている状況にあります。道はこのたび合併推進構想に広域連合制度の有効性について提示してきましたが、道ではいずれ財政的に立ち行かなくなり、合併を目ざざるを得なくなるだろうという立場でございます。市長は自立の道を選び、まちづくりを進めているときに、道からの指導や説明に対し、どのような考え方をもち、今後のまちづくりに当たっていくか、見解をいただきたいと思っております。

二つ目のまちづくりと振興開発構想についてでございます。

事業化構想と市政執行方針の現状についてお伺いいたします。

自立したまちづくりと1万1,000人の人口を維持することを基本に、第7次総合計画を上位計画として、市の振興開発政策を進めていく上で、今後の新たなまちづくりを見据えた市全体の振興策として位置づけております。事業化構想は、全体構想を実現するため、短期、中期、長期に分けた具体的な地域政策でもございます。市長の市政執行方針の中で、個別事業についてそれぞれ取り組む内容を示しておりますが、今日までの対応とその現状について、まず最初に次のことを聞かせていただきたいと思っております。

昨年度、振興開発構想作成に当たり、コンサルタント株式会社拓殖設計に委託して成果品ができ上がりました。この会社は、大型商業施設イオン株式会社を本市に誘致するに当たり、大きな役割を果たしたと伺っております。まちづくり活性化調査特別委員会の席上でも、理事者から事業化構想の実現に向けて、積極的に大きな力をかしていただくことになっているとの報告を受けております。まず、どの内容の事業について、会社の力をかしてもらっているか、見解をいただきたいと思っております。

以下については、質問席で伺わせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 細かい具体的なことについては、所管から答弁させていただきます。

まず、1点目の総選挙後の政策評価について、市長はどのように考えているのかと、こういう御質問であります。御承知のように、郵政民営化の問題で選挙が行われました。結果は、もうごらんのとおり、自民党の圧勝ということで終わりました。このことは、郵

政の民営化賛成という国民の意思のあらわれだという立場から、即刻再提案をして、わずか一月足らずのうちに成立いたしました。ただ、この過程の中で、地方にある郵便局の問題のことについては、地域に住む人方のことを十分把握した中で対処していきたいということが国会答弁の中にありましたけれども、具体的に今三笠には市内6カ所の郵便局がございます。これらが、特に高齢化という地域の中で、それぞれの地域の方々が、地域にある民間の金融機関もないところもあるわけでありますから、唯一の金融機関というふうに考えますと、私どもとしては一抹の不安を感じずにはいられない、このようにひとつ思っております。

したがって、今後ともこうした圧倒的に日本の国で多いこうした過疎地域における郵便局の問題というものは、これからもそれぞれこの郵政民営化の具体的な作業が進んでいく過程の中で、必ず出てくる問題だというふうにとらえておりますから、それらについては、私ども地方の意見として、どんどん積極的に取り上げていきたいというふうに思っておりますけれども、なかなかこれもひとつ大きな政治課題ではないかというふうに考えております。

それから、御承知のように、北海道開発局の統合、かつては別枠でありましたけれども、今、国土交通省というふうな枠の中に入っておりますけれども、しかし、一つの大きな柱として位置づけられておまして、特に北海道、三笠においては、いわゆる現在、幾春別川総合開発事業ということで、ダムの問題、それから河川改修の問題、それから特に私どもとしては昨今の気象状況を考えますと、河川の増水が今まで以上に考えられるわけでありまして、そういった場合の河川の浸水、あふれて地域の部分が水につかると。あるいはまた、逆に幾春別川の水かさが増して、中小河川がそれを流すことができないといった問題、そういったいろいろな課題がありますので、これらのものを考えたときに、今、急にここでほんと統合するようなことでは、私どもとしては大変三笠にとってありがたい話ではないと、このように理解しております。

ただ、この開発局の統合問題につきましては、もともとは北海道が一本であったのが、昭和28年だと私は記憶しておりますが、田中知事時代にいろいろな政治的背景の中で、国の事業として持っていったというお話も聞きます。そういう過去の歴史なんかを見ますと、非常に住民を無視した生臭いそうした政治の世界があったのかなと、改めて考えておりますけれども、しかし、三笠にとってはそうしたことは別に、現実の問題として抱える課題もたくさんありますので、そうした問題を含めながら慎重に対応していきたいと、このように考えているところであります。

それから、北海道の合併問題のことにつきまして、今御指摘にありましたように、過日、実は空知支庁長が南空知ふるさと市町村圏組合の議会があった後、南空知の首長だけが残っていただいて、現在、道が取り組んでいる行財政改革についての説明がございました。その前に、実は副支庁長が三笠に参りまして、税金問題についての対策をしたその懇談の席で、この庁舎の統廃合の問題、14支庁が現在ありますが、これらが構想として

は、ブロック制にすると。ここは道央ブロックとして、石狩、空知、後志、日高一帯を称して道央地区とすると、こういう具体的な話もありましたけれども、とにかく今、道が取り組んでいる最大の課題は、この18年、19年の2年にわたって道の行財政改革だと。総額にして約1,800億円を何とかこの2年間でしなければならないということで、具体的な方針が出されておりました。このことの方が当面私どもの最大の課題であります。それは、御承知のように国が半分あるいは道が2分の1あるいは3分の1というふうに出してきたいろんな補助金等が、三笠にすべてこの国からの税源移譲になって、それも税源移譲とする客体がない場合は、それを交付税で補ってくれるかどうかというようなこともあります。その辺の関係を考えますと、非常に当面の財政的な三笠市の負担という問題も考えなければならない事態でありますので、特に北海道としては、国のそうした2度目の合併推進という面から見ますと、北海道も今財政問題に火がついているという状況であります。そんなことから、特に強い論調で合併問題について考えれとかなんとかという指導は、現時点ではしてきていないというふうに私どもとらえているところであります。

あと、具体的な開発構想の問題につきましては、詳しく担当が話していただいておりますけれども、先ほど指摘ありました振興開発構想策定に当たっては、拓殖設計を窓口にしまして、大学、それから関係機関あるいはまた市民の方々といろいろと考えながら、一定の取り組みを作成段階でお願いしておりますし、また具体的なイオンの誘致のほかにも、現在いろいろな部分でお願いしております。それらは、ただ単に一企業に対してやっているというのではなくて、この会社の社長さんが幌内出身だということで、前々から私が市長になる以前からも、三笠市に対して何とか自分でできることは応援したいと、こういう申し出があって、いろいろあったというふうに伺っております。今回は、振興開発構想について、いろいろお世話になっていただいたということでありまして、三笠市は何もこの人だけが特定の人としてお願いしているのではなくて、それぞれ三笠市のゆかりのある方々にも、私自身も個人的には教え子だとか、あるいは知っている方々にも三笠市の振興について具体的をお願いしているというようなこと等もございまして。職員の中にもそれらの方々もおりますので、そういったことをやりながら、三笠市全体のこの振興開発構想を実現することが、三笠市が生き延びていく当面の最大の問題でありますから、これらについても、今後とも取り組んでいきたいというふうに思っているところでございまして。

現在、具体的に若干申し上げますと、施政方針の中で掲げた項目は約78事業ございまして。そのうち実施済みのものは約33事業、パーセントにして42.3%。それから、現在取り組んでいる事業については41件、これが52.6%。まだ未実施あるいは全然手をつけてないというのが4件ほどございまして、これが5.1%。こういう比率になっております。とにかく、相手のあるものについては相手を説得し、あるいは理解していただきながらやるという形をとっております。その中で、職員一同、一生懸命頑張って取り組んでいるのだと、そのことだけはぜひ御理解いただきたいと、このようにお願いしておきたいと思っております。

細かいことについては担当から答弁させますので、よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 私から、最後のまちづくりと振興開発構想についてという部分申し上げたいと思います。

今、拓殖設計の質問が出ましたので、拓殖設計に限り、今取り組んでいる中身についてお話ししたいと思います。

一つは、イオン周辺部のアミューズメント施設の誘致でございます。これは、前からお話ししておりました。基本的には今ハウスメーカーにトータル的にそこに大きな建物を建てて、そしてテナントとして入れることはできないかということで、具体的にそのハウスメーカーとは私ども紹介を受けまして会っております。これは本州の大手のハウスメーカーでございます。これも拓殖の紹介でございます。それで、会いまして、今具体的なことで詰めを行っておりますが、そのとおりいくかどうか、まだ不透明でございます。いろんな条件等々が出てまいりますので、その条件をのめるのめないか等々がありますから、まだ実施にまで至るかどうかわからないという不透明でございます。その中で一部先行して温浴施設という話を今いただいております。これも今条件の詰めを行っております。これも名前を言えば、皆さん方承知の施設というふうに思いますけれども、これも拓殖の紹介でございます。これらについて、ある一定の時期までには詰めなければならないというふうに思っております。それが一つでございます。

それから、もう一つは、バイオマス構想の実現でございます。これはバイオマス構想ということで、これは既に皆様方に御説明済みでございますけれども、その構想に基づいてクリーン農業の展開ということで、振興開発構想にのせて掲載しておりますけれども、ここは市の生ごみ、イオン等の生ごみ、それを有機肥料にして事業展開できないかということでございます。今、この拓殖の紹介による企業とそういう詰めを行っているところでございます。これも拓殖の紹介でございます。実際的に、今そういう実績もあるという会社でございますので、私どもそれが実現、事業化できるかどうか、そういう詰めを行っているさなかということでございます。

それからもう一つ、鉄道村の再生でございます。これは、民間に譲渡ということをお話し合いをしてきた時点がありましたが、これも拓殖の社長の紹介によりまして、私自身JRの社長に2度ほど会わせていただきました。小池社長という方でございます。いろいろ三笠の実情を説明し、鉄道村の状況も説明し、その小池社長は三笠の鉄道村のことはよく御存じで、最初からの立ち上げをよく御存じの方でした。JRから人材の派遣ですとか、そういうことを受けておりましたので、オープンにも来てくれたようすし、いろいろその当時は関連している立場にいたということのようでございます。具体的には、JR北海道も経営的には大変な状況のようすし、小樽もあるということで、三笠だけに対するてこ入れ云々ということは、非常にこれは難しいことというふうな思いを私に言われました。ただし、お客さんを送り込むことは一向に差し支えないわけすし、また今、J

Rと実際にうちの職員との間で鉄道村をどうしたらいいかということ、いろいろ勉強会をしているさなかでございます。何とかうちの鉄道村がJRのてこ入れ、例えば、今レールの上と道路と両方兼ねて走る車両がございます。それを三笠でモデル的に走らせてもらえないだろうか、そういうこと等々も含めて、JRの力を何とかおかりしたいということをやっているのが一つでございます。これも拓殖の紹介でございます。

それから、もう一つは、鉄道村自体にもっと経営資金を減らそうということで、鉄道村の再生プロジェクト推進協議会なるものを、これは拓殖が立ち上げていただきました。今、会員が200人ほどというふうに伺っております。これは、市内外の人で鉄道村の存続に大いに力を注ぎたいという方々が集まっていたいただきました。いずれにしてもボランティアとして鉄道村の経営にかかわっていくという前提で集まっていたいただきました。これで、従業員、臨時職員等々、草刈り等々の業務をこういう方々でやれるのかなということも含めて、中身はこれからでございますが、まず組織的に立ち上げて、市の方に正式に照会がありました。これは市長が受けております。

さらにもう一つ、鉄道村の再生をどうしようかということで、勉強会を立ち上げていただいております。これは、メンバーは今のJR北海道、さらに札幌国際大学。札幌国際大学という意味は、北海道に大学で観光部があるのは、この国際大学だけということでございます。ですから、そういった観光という意味でのノウハウを提供していただきたい、そういう意味でこの国際大学。さらには、先ほどの推進協議会、これにコンサルが入って勉強会というものを立ち上げて、どう再生するかを来春目指して構築してまいりたいと、そういう思いでございます。そのほかに、今、大きく言えばこの三つほどですが、そのほかにもまだ具体化していないものが種々ありますけれども、これは後ほどにさせていただきます。とりあえず当面今現在、取り組んでいるものについて報告いたします。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） まず、第1点目の市長から一定の政治課題ということで、郵政民営化については、とらまえているわけですから、そのように私も思っています。

そこで、たまたま北海道新聞の投書の中で、「相次ぐ負担増に高齢者の嘆き節」という投書がありました。三位一体改革、小さな政府、地方分権など、政府のキャンペーンはいかにも聞こえがいいが、国民大衆の生活不安はこのところ増すばかりであると。いわゆる定率減税の縮小・廃止、医療費の大幅負担増、各種税控除の廃止・縮小あるいは消費税の今後の検討も、いわゆる結果的には国民負担がとどまることを知らないくらい増になっていくということで、この方は75歳けれども、せめて病気にならないようにと、毎日せつせと暗いうちから歩いていると、そんなような投書です。

それが、現実的に三笠にかえてみると、全くその現実が合っているという気がいたします。特に、この郵政民営化に向けた問題は、私どもの議会としても、昨年12月にいわゆる反対の立場で議決をして、それぞれ衆参両院議長、内閣総理大臣に郵送しております。そういう現実から見ると、実際に三笠も例えば幾春別の郵便局であれば、私どものま

ちの支所の役割をしているぐらい大事な施設になっています。そういうふうな位置づけが、これから私どもの弱者のために郵便局を活用していかなければならない要素というのは、各地域、過疎になればなるほどそういう場所が必要になってきております。そういう中での逆行するようなことが、国の施策として出てくる可能性が非常に高いというふうに言わざるを得ませんので、そのときには小林市長は政治課題として、ぜひそういう意味での取り組みをしていただきたいと、そのことだけは申し上げておきたいと思っております。

それと、二つ目に申し上げました、道開発局も含めたいろいろな私どものまちにかかわる問題というのは、非常にこれ連動してきます。例えば、道路財源が一般財源になってしまうと、果たして今までやってきたことが、国の国家的なプロジェクトは別にしても、私どもの大事な道との関連でいう産業開発道路が、観光開発道路にしてほしいと。あるいは、私どものダムのような構想を含めたホテルも抱えているわけですから、そういうことも含めているような意味で波及効果が出てくると。あるいは除雪に対する体制まで、これについては出てくるのではないかというふうに言われておりますので、そういうことも含めて、これも政治課題の一つだというふうに私もとらまえておりますので、ぜひその辺が出てくるときには、市町村の先頭に立って、三笠の防衛のために頑張してほしいというふうに私はお願いする次第です。

特に北海道の場合、この道開発予算だけが、いわゆる一括計上権などが、補助率のかさ上げなど、いわゆる優遇措置、特別扱い視されてきたという今までの北海道開発、いわゆる沖縄開発もそうですけれども、特にそういうふうに使われております。そこに今、小泉改革の路線が切り込んできているというふうになっておりますので、私どもの北海道に住む道民としても、これからますます政治課題イコール市民生活にかかわる大きな問題だというふうに思っておりますので、特にこれから年末に向けたいろいろな予算の中の取り組みが出てくると思いますが、その辺をシビアに考えながら、市長も行動展開してほしいというふうをお願いをしたいと思います。

それから、二つ目の北海道の合併推進構想です。

今、空知支庁の方からそういう話もあったというふうでございますけれども、私どもは自立のまちを目指し、今いろいろな政策を市長は掲げているわけです。その中で、やっぱりこの合併を進める一つの大きな構想が、国が持っている以上、道もどうも追随していると言わざるを得ません。特にいろいろな組み合わせをつくりながら、各市町村の合併に向けた結びつきの中でいろいろな分析をしているのですよ。市長も目にしていると思うけれども、この分析の指標としては、通院・通学の住民の日常生活圏、それから農協の管轄域などの地域産業の経済圏、それから行政活動の区域と、あとそれぞれ地域性のいわゆる特性を生かしながら、そういうふうな市町村合併の大きな枠組みを、今、道は考えて進めております。来春、どんな形で出ようとしているかわかりませんが、そういうふうに、いずれにしても小泉改革の名のもとに合併は進むであろうと、そういう見方をせざるを得ません。

それで、市長、今、広域連合の方針が出ましたけれども、市長その辺はどのようにとらまえているか、その辺ちょっと聞かせてもらいたいというふうに思っています。まず、とりあえず。

議長（扇谷知巳氏） 質疑を続行しますので、答弁。

市長。

市長（小林和男氏） まず、開発局の部分でありますけれども、先ほども申し上げましたように、どうも私どもが行くとすぐダムということしか、向こうもとらえていないし、期成会という意味からすると、ダムがどちらかという主力なのですよね。しかし、よくよく考えてみたら、ダム幾らやったって、ダムの上流しか水を処理できないのですよ、ダムは。むしろ限界を超えればダムから水が出てくるというようなことを考えますと、実際私たちのこのまち自体の中小河川はどのようなのだと、農業ダムはどのようなのだと、こういったようないろんな問題もありますから、幾春別川そのものもしっかりしたものにしなれば、私たちのまちはもたないということが現実にあるわけです。つまり、川底が浅くなったという大きな課題、これ下げない限りはどんどん堆積していきますから、川床が上がってしまうというような問題もありますから、そういった川全体、地域全体をそういう自然災害からどう守るか。そしてまた、この自然の恵みを利用していかということから、大変貴重なこれからの取り組みになっていくのだろうと思っております。

私、最近、特に気象状況をずっと調べてみますと、ここ一、二年、単発的な雨量は多いのですけれども、トータル的にいきますと、今年はほとんど雨量は平年の大体6割から7割ぐらいしか降っていないのです。これは大変、日本の場合はそれでも、水を一定に蓄える水田というものがあって、この水はある一定の確保してくれているわけです。特に、急流の地域の日本という狭い地域においては、この田んぼの役割というのは非常に大きな役割がある。だから、ダムの役割ももちろんそうでありますけれども、そういう状況にあるのですけれども、年々雨量が減ってくるということになりますと、これも大きな問題になってくるのだろうというふうに思っております。

そうしますと、必然的に水が少なくなると地下水に求めるわけですよ。アメリカの現状、中国の現状を考えたらおわかりだと思いますけれども、もうあの広大なアメリカ大陸の中にあっても、農業にも何にも使い物にならない、いわゆる岩塩だらけ、塩分を大量に含んだ土地がどんどん広がっているという現状を私たちはしっかりとらえながら、そうした治水対策、そして水についてのことを考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

過日、ある方のお話聞きましたけれども、私たちいよいよアメリカから牛肉を輸入することになりましたけれども、あの牛肉1キロ、私たちが購買したら、あわせてアメリカから25トンの水を買ったのと同じだと。つまり1キログラムの牛肉を生産するために、20トンの水を使っていると、このことを私たち考えたとき、水の恵みというのは、絶対量は決まっているわけですから、これらについても真剣に考えていかなければならないだ

ろうというふうに思っております。

そういう意味で、開発局の統合あるいはまた逆に廃止ということ、しかも、これが小泉政権の当面の政策の中心になって、北海道ねらい撃ちという、そういうようなことも感ずることが非常に強くなってきているというのが実態でありますから、沖縄と北海道、それでは、かつて独立しておりましたけれども、これ一緒なのかといたら、私はこの寒冷地に来て小泉さんが一月ぐらいでも生活してもらいたいという、本当に率直に思うのですよ。昨日の朝、目が覚めてみたらあれだけの雪、業者でさえびっくりしたぐらいでありますから、こういうことが現実私たちの日常生活にあるのです。札幌のきれいな雪の少ない、きれいに除雪されたところだけ見ていただいて北海道ワンドフルと言ったって、これは本当の解決にならんと。そういう意味では、北海道の地方がもっともっと積極的に団結して、国に向かっていかなければならないと、私は思っているのですよ。

そういう意味では、今回の三位一体の改革でも、都会中心というふうに見ざるを得ないのです。現実には、これはある新聞でありますけれども、北海道で物すごく増加しているのは、札幌市、音更町、北広島市、千歳市、恵庭市です。音更だけ除いてほとんど札幌近辺です。逆に減少しているのが、函館市、釧路市、小樽市、室蘭市、旭川市です。地方都市もやっぱりどんどん減っている。つまり、北海道一極集中になっているというこのことが、これからますます三位一体の改革の中で続いていくのではないだろうか、という心配もありますので、地方のものはもっと取り組んでいきたいと、このように考えております。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 市長の熱弁わかりますので、一定の時間の制約がありますので、ちょっと御配慮お願いしたいと思っています。

それで、小泉政権の中では、これからますますそういう意味では各自治体が大変な苦勞をする場面が出てくると、そこだけは明確にわかっているわけですから、政治課題として取り組まなければならないものはたくさん出てくるというふうには言わざるを得ないわけでございます。

それで、道の合併推進計画の中で、ちょっと気になるのが、私どものいわゆる広域連合の構想の中で、ひとつ絡んできているのですよ。これが、いわゆる行財政改革で、さきのまち特の中で出た消防の広域化の検討が出ているのです。これも既に17年度から検討しているというか、そういう表明をしているのです。その辺、ちょっと気になるなということだけは、申し上げておきたいと思っています。後ほど答弁をもらいたいと思います。

それと次に、本題の振興開発計画構想の事業化といわゆる市政執行方針です。

先ほど助役から、いわゆる拓殖設計の方で三つの事業にそれぞれ協力をいただいておりますと。その辺は、どこまで深い議論は別にしても出てきたなというふうな気がします。特に、やっぱり市民は関心を持っています。この事業化計画そのものも、一定の市民も周知しているわけがありますから、今まで計画を推進、進捗していくといきに、一つ一つやっ

ぱり検証もしながら市民も見ております。特に関心を持っているのが、アミューズメント構想。特にイオン絡みで住宅団地も兼ねているわけですから、その辺の大きな視点のまちづくりというものを市長は打ち上げております。そこをどの程度進捗をしているのかということも市民は注目をしているわけです。今、助役からこのアミューズメント構想とバイオマス構想、そして鉄道村のこれからの取り組みについて表明がありましたので、これはこれとして聞いておきたいというふうに思っています。

それと、施政方針78事業を方針として出していました。その中で、私の方は事前にお話ししていますから、何点かこの場で質問いたしますので、どの程度取り組んでいるのか、お知らせいただきたいと思っています。

その一つは、パークゴルフ場の新設です。これは市長も市民に対し公約として打ち上げております。当初は、新しい三笠の進むべき指針の中に出してありまして、本当にこれが市民対象なのか、あるいは全道民の全道大会まで広げるぐらいのものなのか、まだ聞いておりません。特に、競技の高まりから、運動公園内に有料制の公認コースを新設することを基本にしながら関係者と相談していきたくと、そういうふうに当初の計画であります。ところが、実態として全道大会までなるととんでもないスペースが必要です。岩見沢で54ホール、来春からオープンします。これは全道大会の公認がとれませんという話です。それで、三笠の場合、する場所があるのかなという話をしたところ、サンファームの裏にかけて、一帯で74ホール、32ホール掛ける二つ、それがPFIの正式許認可事務手続を進めれば、とれるコースがつかれるそうです。これもわかりません。そういうふうに、全道大会にするべきぐらいのそういうふうなコースを掲げているのか、あるいは市民対象に、この前の話では5,000万円ぐらいの枠でやって有料化にするようなことを考えていくのか、その辺やっぱり一定の方向を市長公約としてどう考えているのか、一つは聞きたいというふうに思っています。

その二つ目には、住宅団地の関係です。特にイオン近辺の住宅団地構想そのものが、私どもも注目しているわけですが、アパートだとか、そういう民間の企業で働く方々のアパート業については、順調に推移をしております。ところが、土地分譲については、問い合わせはあるけれども、まだ成約されてないというふうに話を伺っていますけれども、その辺どんな見通しに立っているのか、ひとつ聞かせてもらいたいと思います。

それともう一つは、居住促進のために中心部の市有地を無償譲渡するという当初の予算委員会で出ていましたけれども、その検討が果たしてどうなっているのか、聞かせていただきたいと思います。

それから、先ほどちょっと一部触れましたけれども、観光開発にあわせてダム場所、あそこのホテル問題を含めて、道路拡幅を含めて、非常にバスの往来が多くなってきております。そういう中で、これ市民なのですけれども、大変いい話を聞いてきました。これはなぜ三笠にハンゲル文字を入れた歓迎の言葉が出ているのという話が広がっておりまして、ハンゲル文字、私もこの前、一定の観光地とはどういうものと。やっぱり国際化の中

で、そういうふうな英語は当たり前だよと、日本語も当たり前だよと。これからはやっぱりハングル文字が入っているところに、東南アジア系から非常に多くの観光客がここを通っています、現実として。そして、ハングル文字を見た人がいるのですね。この町はなぜハングル文字入っているのと、北海道で珍しいねという話です。九州は当たり前になっています。それぐらいこれからの北海道の一つの発想として、このまちはハングルをどんどん入れているとか、ここを通るいわゆる来た方々が、このまちはなぜハングル文字を使っているのかなという一つの手法としていい傾向だなということだけ、お褒めとして挙げたいと思っています。

それから、市長の言う地球温暖化の例の二酸化炭素の関係で、調査・研究、本市を舞台に取り組みますと。前回どこかで何か質問しましたけれども、その後どんな状態になっているか聞かせていただきたいと思っています。

それと、住民自治の基本条例、この取り組みは余り急ぐべきではないと私は思っていますが、それに絡んで、これやっぱり市民との接点が一番大事な問題です。そこで、先ほど一部出ましたけれども、市政懇談会、これ連町主催でやったというふうになっていますが、先ほどは青年団体ですよ。この主体性が非常に連町の人たちも不安な要素を抱えてました。これ市が主催だと思って私も行ったのですけれども、議員6名出席しましたけれども、実際に連町の方から、市なのか連町なのかはっきりしない形の中身でありました。果たして、このことについて、これから取り組もうとする住民自治基本条例、特に協働ルールの活性化、これについては非常に多くの知識と、あるいは町内会とは言いながら、一定の分権社会の根っこになるわけですから、そこから出発しなければならないと思っております。そこで、本当に協働ルームというものを考えるときに、どこまで説明しているかわかりませんが、特定のところのモデル地区をつくってやるのか、一気に全地区を考えて、これを進めるのか、非常にこれ住民自治の大事なところ。特に、協働社会をつくるときに、この協働ルールの位置づけというものをしっかりしておかなければ、その住民自治基本条例もいいものになってこないというふうに思います。特に、この市政懇談会、果たしてああいうやり方がいいのかどうかかわかりませんが、ちょっとその辺、これからの取り組みもありますから聞かせてもらいたいと思っています。

それとあわせて、まちづくり自体は、いわゆる人づくりだと思っています。その辺の市長の言うこれからの調査・研究をしながら進める。どこまでやっているのか、聞かせてほしいと思っています。

それと、第3期介護保険計画、これについては策定委員会をつくって取り組むと。これ新しいいわゆる国の方針もありますけれども、総合的な検討はいつまで、どう出してくれるのか、その辺の考え方を示していただきたいと思います。

それと、幼保一元化です。これもある委員会でお話ししましたが、実際に幌内小学校の跡を、いわゆる幼稚園の施設として考えてはいるわけですが、なかなかそういう方向になっていないようです。実態として、教育長、この前お話ししましたが

も、その後どのような進捗になっているのか聞かせてもらいたいと思っています。

それから、市長、この前私もお話ししましたがけれども、施政方針には郷土愛として、東京三笠会のいわゆる応援団、みかさ楽校についてそれぞれ文化教室的な形で展開をいたしました。市長は自画自賛をしておりましたけれども、12月5日の日には助役が行って、そこの方々と一定の報告をしながら、恐らく今後の取り組みについてもお話をしているというふうに思っています。その辺、もう少し実態として行った後、どのように感じてきているのか、あわせて今後どのような計画を考えているのか、聞かせてもらいたいというふうに思っています。

一定の数を申し上げましたけれども、担当所管なり理事者の方から答弁いただきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） まず、私の方から一括御説明したいと思います。その上で、市長からお話があるかと思えます。漏れている部分がありましたら、項目がたくさんありましたので、後で教えていただければと思います。ちょっと順序不同になるかもしれませんが。

まず、住宅団地のお話がありました。今の北ガス建設のお話です。先ほど、拓殖で今何に取り組んでいるのだというお話がありましたけれども、この住宅団地のことを言うのを、私失念しておりました。それで、これも実際に北ガス建設は、拓殖設計の誘致によって、あそこで住宅団地を造成してくれたということでございます。それで、アパート5棟は既に御承知のとおりだと思います。ほぼ満室ですけれども、まだ若干残っているのがあるようでございます。そのほか、今、宅地としては31区画ございます。31区画のうち、最近、確認したところ、契約が成立したのは1件で、今現在、交渉して協議中なのが3から4件、このように聞いております。私ども、基本的には自立計画でもそうなりますけれども、効果が出てくるのは18年度からと、こういう計画でしております。今年度は多分そんなにないだろうと、こう見えています。それで、18年の4月からあそこをどう分譲促進を図るかということ、北ガス建設に対しては大命題ということでお話し合っておりますし、市もそこに入れているわけですから、言う権利もあるということで、これはこれから大いに詰めてまいりたいというふうに思っております。

それから、パークゴルフ場の話が出ました。これは後ほど教育委員会からもお話あるかと思えます。この辺は、まず教育委員会からのお話の後ということで、考えさせていただきます。

それから、土地の無償譲渡がありました。これ現在、今年はちょっと取り組むという予定にしておりましたけれども、今のところ見送ろうかというふうに考えております。これは、北ガス建設の宅地に余り影響が出てきたら困るということもありまして、まず、その辺の動向等ならみ合わせながら、無償譲渡を行うべきでないのかなということもあるものですから、こちらに仮にただだからと人が入り込んできて、そっちがおくれたというこ

とになると、それはまたちょっと別な問題が生じるだろうということになりますので、ちょっと今年は見送ろうかなと。北ガスの状況を見ながら判断しようかなというふうに思っております。

それから、介護保険事業計画の策定というのがありました。これは今、策定委員会を構成して、協議している最中でございます。最終的には2月中に一定の答えを出すということになっております。これは、介護保険事業計画と高齢者福祉計画の2本立てということで、今鋭意取り組んでいるさなかということです。それで、18年度以降の介護保険料もこの場で決定していただくということになっております。今、その介護保険料をどの辺に保険料を定めるかということで、今いろいろ詰めているさなかでございます。これは何としてでも18年度から保険料スタートですから、この介護保険事業計画も同時に間に合わせなければならないということになりますので、これは2月ぐらいの最終版をめどに、鋭意取り組んでいるさなかでございます。

それから、市政懇談会のお話がありました。それで、主催は市だと思ったのが、連町だったというお話だったというふうに記憶しておりますけれども、私ども最初から、今年から始める市政懇談会は、前市長の市政懇談会を踏襲してまずやってみましょうというふうに考えました。ですから、前市長の市政懇談会も連町主催で行ってきております。そうということで、連町の方にはその旨お話をしております。連町主催ということで。ですから、この間の青年部の市政懇談会をやったときも、青年部主催でやっていただきました。そういうことで、まずやってみて、それから疑問点がいろいろ出てきたら改善していきましようという姿勢で、まず従来のやり方を踏襲してやってみましようということを基本にしております。ですから、連町の市政懇談会も主催は連合町内会ということで、実施いたしました。そんなことで、これはこれから先いろいろ私どもが市政懇談会をやっていく中で、改善した方がいいと思われる部分がありましたら、改善してまいりたいと。まずは、従来どおりのやり方でやらせていただきたいと、そういう意図でございます。

それから、まちづくりセンターのお話がありました。これまちづくりセンターは、今具体化はまだしておりません。していないのですけれども、まちづくりについて今どういう方法で立ち上げるか模索しているということで、ちょっと御理解していただきたいというふうに思っています。いずれにしても、近いうちに立ち上げなければならないというふうに思っておりますので、そういった意味で、市の一つのそういうまちづくりに対する思いというものを、ここに凝縮させたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、幼保一元化のお話がありました。これも教育委員会が関係してまいりますけれども、正直に申しまして、今現在、藤幼稚園が別な場所で幼稚園をやりたいというお話が市の方に参っております。別な場所というのは、はっきり申し上げまして萱野でございます。そこでやりたいと。私どもこの際に内部の打ち合わせとして、幼保一元化がそういったことで、あわせてできないかということ、今、内部的に詰めているところでござ

います。以前、幌内小学校でと、あいたところというふうなお話をした時期もありました。今、具体的に、場合によっては、岩見沢の教育大学が幌内小学校を利用するかもしれないと、そういうことでそういうお話がございました。これはまだ具体化はしておりません。そういうこともあり得るといってお話も多少承っておりますので、その場所でやるというのはいかがかということと、それとやはり不便という声もありまして、今、別な場所で行うことを詰めているさなかでございます。この辺は、まだ詰めに相当数相手方もいることですから、ちょっと時間がかかるのかなというふうに思っております。ただ、いずれにしても、そういった意味で今現在取り組んでいる、詰めている状況ということで御理解していただきたいと思っております。

それから、みかさ楽校の話がありました。残念ながら、私ちょっとこれは上京を取りやめて欠席させていただきました。そのわけは、済みません、市長の葬儀の関係でございます。急遽取りやめまして、総務部長に私のかわりに行っていただきました。戻りましてお話を伺ったところ、私どもとしてみかさ楽校の目的は、市民との交流を通じて、三笠市民の文化の向上を図るといことが一つの大きなテーマでございますので、それでは、前回はああいうふうにフォーラムという形をとりましたけれども、市民との交流、それから市民の文化の向上ということをいろいろ考えますと、市民の文化祭との双方と一緒に協働でそういうことができないかということをお提案申しましたところ、基本的には受け入れていただいたというふうに報告は受けております。いずれにしても、来年からも基本的には、積極的にみかさ楽校の推進を図ってまいりたいというふうに、そういうお話があったということで、その辺はそういう話で伺っております。いずれにしても、来年はその文化祭と、協働、共催でやるかどうかということも含めて、具体的な詰めをこれからやってまいりたいというふうに思っております。

それから、住民自治基本条例がありました。これ非常に難しい条例だというふうに思っております。私ども市政執行方針にはのせましたけれども、まずは協働ルームをどうするかと。どうそれを協働ルームが円滑に動くようになるかということが大前提だというふうに思っております。今年、いろいろ協働ルームにも取り組んでまいりました。しかし、一部には実がなっているところもありますが、まだ少ない、温度差がかなりあるということで、これは協働ルームにつきましては、来年の予算提案の時期に、一定の市の考え方を提案したいと、今のところそう思っております。その辺について、地域と一緒にできないか、その前向きな地域には、それだけの予算づけも行いたいというふうにも思っておりますので、その辺を来年の予算に向けて実現化を図ればいいかなというふうに思っております。

ハングル文字は、この後、市長が話ししますので。

あと、それから先ほど消防の広域化という話が出ました。これ実は具体的に、アンケート調査が参りました。これは参って、国の方からのアンケート調査で、北海道を經由して、三笠市まで来た。それで、アンケート調査の対象が6自治体ということで、私ども

何で三笠市がアンケートの対象になるのかということ自体、ちょっと不透明な形だったのですけれども、北海道内から6地域を選択してのアンケート調査というのがありました。中身は人口30万のベースで1消防事務組合をつくることについての基本的な考え方について御意見を伺いたいということで、それぞれ何項目か中身がございました。私どもいきなり30万と言われてもなかなかぴんときません。北海道はそのまま受け流しているだけです。北海道自体がまずどう考えるのかということが、大きな前提になってくるでしょうし、突然のお話ですから、ちょっとその辺戸惑っているというのが実態でございます。

議長（扇谷知巳氏） 市長、簡潔に。

市長（小林和男氏） 時間があいなものですから、簡単に申し上げます。

まず、三笠市、炭鉱まち特有のメタンガスが古い昔の廃鉱から出ているということが現実にあります。今はまあ、かつては、炭鉱がそれを燃料としていろいろ使っておったのですけれども、今は野放しの状態だと。しかも、温暖化という意味からしますと、二酸化炭素の20倍から25倍ぐらいの温暖化の影響を与えるというようなことから、実はこれ専門家を含めまして環境省、それからまた、こうしたところを調査している国の機関、それらに対して一定の調査をいたしました。その中で、いろいろと問題提起をいただきまして、もっと広い範囲で、これを産業にするということは極めて難しいと。量がわからないということもありますし、もっとそういう意味では、空知の炭鉱という特有の課題でありますから、これらについてもいわゆる産炭地同士連携しながらという一定の示唆も、そうした部分で国の方からもいただきました。これらについても、さらに温暖化解消という大きな課題もありますので、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、ハングル文字のことでありますけれども、決してハングル文字だけではなくて、中国語もございます。英語、中国語、そしてハングル文字、つまり韓国語というのですか、文字をやりました。これは、予算もそれなりにかけませんでしたけれども、ただ、三笠市民はそうした北海道観光という広い視点の本当につめのあかほどしかない部分かもしれませんが、三笠市が海外から来る観光客を迎えたい。そして、安全に旅をしていただきたいと、そういう思いからさせていただいた、議会の皆さん方の御理解をいただいて、させていただきました。結構、何か最近少しずつでありますけれども、取り組みがよかったのではないかとこのほかの方々の意見もいただきました。意を強くして、もっと工夫がないか。そして、その人方がいずれ三笠市の観光地に寄っていただくというところまで、何とかまちづくりに努力していきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、そのほか細かいことはたくさんあったかと思っておりますけれども、それぞれ掲げた事業について、我々の役所、総力を挙げて、あるいはまた市民の大きな力をいただきながら、議会の皆さん方の御支援をいただきながら取り組んでまいりたいと、その決意だけはいっぱい持っているのだということをお話しして答弁にかえさせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 基本計画では、18年に規模及び場所を決めるということになっておりますが、今パークゴルフの愛好者、特に協会等々と話し合いをしておりますが、やはり市内の中で、さらに36ホール以上で有料でという希望がそちらの団体の方から出されております。しかし、36ホールと申しますと、皆さんも御承知と思えますけれども、アウトインとかということで、大体1ホール50から70メートルぐらいのスペースが要ります。それが、36ホールになりますと、1辺で350メートルぐらい要するということでは、市内にはちょっと今のところ見当たらないということでございます。それで、今の河川敷を延長して、ちょっと離れますけれども、今の程度のをどうですかということを今検討しておりますが、それについては、やはり36ホールの方を優先して、そちらの方に努力してほしいという言葉をいただいております。ですから、今回、今ある部分を少し延ばしてということにはなっておりません。それで、18年にその場所まで特定できるかということになりますと、今回は困難ではないかなと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員、定められた時間も参っておりますので、御協力をいただきたいと思えます。

谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 1点だけです。一定の市政執行方針について進捗の状況も聞きましたし、わかりました。

それで、助役が欠席した例のみかさ楽校の、総務部長が行ってしまったので、どこまで伝わっているかわからないけれども、本来の東京三笠会の応援団としてのあり方について、前回、臨時会で私お話ししました。そしてその後、どういう形で東京三笠会に伝えてもらったかわかりませんが、ぜひ今後とも継続するのであれば、経費をかけない中でのやり方をしてほしいという願いなのです。実態として、今回のみかさ楽校の内訳を見たら、講師謝礼で1日に日当5万円出しているのですよね。今どき日当5万円を出す講師といったら、それ相当に確かに有名な方もかもしれませんけれども、これ自治体がかぶって旅費まで持って、すべて持って、飛行機も宿泊も持つわけですから、果たしてこのことが三笠会の応援団としてふさわしいかどうかというちょっと気がいたします。その辺、これから具体的にみかさ楽校の市民文化祭との共催含めて考えていきたいというふうに言っていますけれども、三笠会の応援団なら応援団らしい形としてあるべき姿を考えてもらわなければ、私ども議会としたって、一定の経費節減にいろんな意味で協力している矢先に、これ見ただけで、なぜこういう単価になっているのか、どこの単価をとって日当5万円になっているのか、その辺いまだ疑問です。そこだけ私申し上げまして、私は終わります。何かあればもらいます。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 手短にお話ししたいと思います。

基本的には、今回来ていただいた方々は、通常一般的な形で呼べば1時間30万円です

とか、そういう単位でございます。これをゼロにとということも考えましたけれども、先方の方にも気持ちよくいろいろ仕事していただくために、一定の最低限の額を出したということで、普通、常識的な範囲からすると、6分の1と、そういう金で来ていただいたということで、先方もそのように思っているということでございますので、そういった一般的な相場というものも御理解していただきたいというふうに思います。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、谷津議員の質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

休憩 午後 0時46分

再開 午後 1時44分

議長（扇谷知巳氏） 休憩を解き、会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、2番齊藤勲議員、登壇質問願います。

（2番齊藤 勲氏 登壇）

2番（齊藤 勲氏） 平成17年第4回定例会に当たり、通告に従い質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、市税などの滞納問題について質問いたします。

市税などの滞納額は平成16年度の決算報告では、市立病院の医療費未納分と学校給食費の未納分を除きますと、約6億9,000万円となっています。これは年度ごとに増額の状況にあります。市民の目から見ますと、何でこんなに滞納額が出るのか不思議だというふうに思います。また、納税に対する信頼が失われるということにもなります。この滞納額を解消するために、平成16年度の具体的取り組みとして、差し押さえの実施、訴訟の実施等が提起されておりましたが、実際の取り組み状況についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

また、自立計画において、一般会計の収入対策として、平成16年度から平成32年度までの各年度に6,000万円の収入を見込んでおります。総額では10億2,000万円と高額になっておりますけれども、初年度である16年度の実績については、この6,000万円に比較をしますと、達成をされていません。このような状況について、どのように分析し、今後の見通しをお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

次に、減免等の取り扱いについてであります。市税等の賦課の多くは、前年度の所得、収入によってなされますが、実際に納税するとき、その収入状況が変化するときがあります。滞納対策として、市税等の納入について減免の規定がありますが、この規定の市民周知をどのように行っているのか。また、平成16年度中の適用状況についてお聞かせをください。

次に、不納欠損についてですが、毎年十分な対策を講じたにもかかわらず、回収不能となったものを不納欠損している実態であります。滞納金額は、市の財産に位置づけられると思いますが、その財産を簡単に不納欠損処分しなさいとは言いませんが、十分な対策を

講じたにもかかわらず、将来にわたって納入される見込みのないもの、回収不能となったもの、いわゆる不良債権化したものについては、積極的に不納欠損処分すべきと思いますが、現状の考え方及びこれらの取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、介護保険法の改正についてであります。介護保険法の改正により、来年4月から介護福祉の新たな拠点として、介護予防マネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業などを行う地域包括支援センターの設置が法制化されております。これについて、地域包括支援センターの設置及び職員の配置についても専門職の配置が求められています。この対応について考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上、登壇での質問といたします。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 市税などの滞納問題でございますけれども、まず16年度の取り組み、差し押さえ件数等も含めてどうなのだというお話でございます。それで、16年度の実施状況ということでございますけれども、15年度でいきますと、差し押さえ等につきましては44件ほど行っています。それから、交付要求ということで、これが8件、そのうち配当があったものについては1件ということになっています。それから、16年度中には夜間だとか休日窓口等の開設も行っておりますし、これは10月なり12月で実施しております。それから、4支庁管内合同納税相談ということで、札幌市におきまして4支庁の部分で合同で納税相談をいたしまして、対象者20人ということでやったのですけれども、残念ながらこの部分については、当日は相談ありませんでしたけれども、事前に3件ほどの御相談が来まして、その部分では話し合いでもって解決している部分もございます。それから、庁内職員によります訪問徴収、これは12月に職員149人参加で訪問徴収も実施しております。そんなことをやったのですけれども、それから3月の申告の部分でも、当然、還付金等の差し押さえ等も含めてやっております。

それから、17年度の状態につきましては、16年度同様に差し押さえ等もやっております。今までに、10月までの段階では、一応24件の差し押さえを行っております。それからまた、これから12月に入っていますので、夜間ですとか、休日窓口開催、それから全職員によります訪問徴収もやっています。ただ、御指摘のように自立でもって一定の額でもって予算計上しておりますけれども、16年度は予定よりもちょっと落ちている部分がございます。それで、今後につきましても、この徴収の部分については、職員挙げて頑張っていきたいと思います。

それから、減免の関係でございますけれども、御存じのように減免の部分につきましては、対象となりますのが、その災害の事象、それから生活困窮ということでございます。それで当然、災害、これ今年、後に出てきますけれども、この部分については、そういう災害事象を把握した段階で、担当職員が現地を確認した上で、納税者の方にお話しして、いろんな説明あるいは減免の制度も説明しております。それから、生活困窮という部分では、生活保護を適用された場合については、これはケースワーカー等でもって対応しながら

ら、連携を図っております。ただ、実態として個別の部分では対応はしますが、全体的な部分では、当然広報等では納税相談という形では周知させていただいておりますけれども、そういった部分では、個別な災害だとか、そういった部分では特別な周知をしておりません。

それから、不納欠損でございますけれども、基本的には、全部納税していただくということを原則でやっております。ただ、その中でも一定の収納に向けての努力をした中で、それでも徴収できないということの処理の方法ということで、不納欠損ということもございます。この不納欠損の対象ということになりますのは、居所不明の方、当然これは実態調査をした上で、なおかつ行方不明になっている方、それから生活困窮ということで、生活の状況においた方のそういった部分の対応、それから滞納処分の執行停止ということでございます。これらの該当要件になれば、不納欠損処分をいたします。しかしながら、何でもかんでも不納欠損で落とすということではなくて、あくまでも基本はやっぱり納めていただくということを前提に、それでもなおかつだめな場合は落とすということなものですから、それぞれの家庭の事情等に応じて、今後とも納税相談をしながら、分割あるいはそういったことも含めて対応を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巴氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 2点目の介護保険法改正に伴う設置及び職員配置についてでございますが、まず地域包括支援センターの設置目的からちょっと御説明させていただきます。高齢者が住みなれた地域で尊厳ある暮らしを継続できるよう、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまでさまざまなサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要とされております。このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に中核機関として地域包括支援センターを設置するものとしております。地域包括支援センターの基本機能なのですが、まず主任ケアマネジャーが担当する部分として、介護予防事業及び改正後の介護保険法に伴う新たな予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務、2番目として、社会福祉士が担当する業務としまして、多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応なども含む、総合的な相談支援業務及び権利業務というふうになってございます。

最後に、保健師が担当する部分として、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネの後方支援を行う包括的、継続的ケアマネジメント支援業務ということで、職種が3職種になってございます。

それで、三笠市の地域包括支援センターの職員配置ということで、国の基準によりますと、1号被保険者数が3,000から6,000の間、それから人口が1万5,000人から3万人の間、介護予防対象者が150から300人の間、この場合は、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー各1名ずつという基準になってございます。三笠市は、1号被

保険者数が約4,600ということから、3,000から6,000の中に入っております。それから、人口につきましては、先ほど1万5,000から3万と。今、三笠市の人口が1万2,200弱ということですので、1万5,000を下回っております。介護予防対象者、これにつきましては、今、三笠市で相当している部分は170人程度ということですので、150から300の中に入るとということから、三笠市は保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー各1名で配置を考えております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 済みません。減免の件数の関係でちょっと答弁漏れました。それで、17年度の今現在の税の関係の減免では54件、それからちなみに16年度では43件ほど、この減免措置をしております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤勲議員。

2番（斉藤 勲氏） 初めの滞納の解消についての取り組みなのですが、これについては12月1日の広報でしたか、たしか滞納しますと、こういう措置をしますよというようなことが載っていたと思うのですが、先ほど私の質問の内容からいきますと、16年度に具体的に訴訟の実施だとかというようなことで、記載されて提起をされていると。この提起されたのは、まちづくり活性化特別委員会のときだと思いますけれども、それらの内容について、今一応、差し押さえ件数だとか、交付の部分だとかということでありましたけれども、実際こういうものについてきちんと取り組んでいるというふうには私は評価をしていますけれども、その広報にこういうことでやりますよということで載せたということを含めて、実際に市ではこういうふうにやりましたと、そういうものを広報みかさなりで市民に周知をしていただきたいということが要望であります。

それから、次の自立計画ですけれども、これについては、私の趣旨、質問は6,000万円予定をしているのだけれども、実際3,000万円いっていなかったと思いますけれども、そのような実績の中で、この6,000万円とその乖離という部分について、どのように今分析をしていますかということの質問で、そして今後これも6,000万円、6,000万円ということで、32年度まで計画を立てているわけですから、この辺の見通しどうなのでしょうかということをお聞きをしているので、その部分でお答えをいただきたいというふうに思います。

それから次に、減免の問題ですけれども、これについてはやっていると、こういうお話でしたので、ぜひこれは申請審議ということではなくて、制度の周知という部分を含めて、実際に納税相談だとかなんとかをしている段階で、そういうような対象者がいるなとわかれば、その部分についてはきちんとこういう制度がありますよということで、申請を待つのではなくて対応していただきたいなと、こういう趣旨ですので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それから次に、不納欠損ですけれども、これ答弁でいきますと、そういう状況になったときに対応しているというお話なのですけれども、私もこれ税関係とか含めて専門家ではないのですけれども、一応不納欠損できるというか、こういう部分でいきますと、4点掲げられていまして、時効が完成したものあるいは権利の放棄がなされたもの、債権の免除があったもの、徴収権の取り消したものと、こういうふうに羅列をされていますけれども、今実際に、例えば16年度だったら16年度というふうに想定したときに、不納欠損やっていますけれども、これらの部分で該当するものはほかにありませんかというふうに見れば、私はまだかなりこういう不納欠損の対象になるものがあるなというふうに考えています。それから、質問の中でも申し上げましたけれども、一応財産ということになるわけですから、そういう部分では安易な考え方で不納欠損すれば、こういうようなことは言いませんけれども、一応そういうようなものを抱えておいても、いつまでも回収不能というのですか、そういうものについて残っているだろうと、こういう私の指摘なのですけれども、その辺そういう実態があるかどうかということも含めてお答えをいただきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） まず、広報等で実績等について周知したらどうかというお話なのですけれども、やはり市として全市取り上げて滞繰対策をしていますので、一定の時期にそういった取り組み、言ってみれば差し押さえの件数ですとか、そういった結果については、これは広報でもってきちっと市民の皆さんにお知らせしたいと思っております。

それから、自立の6,000万円で、これが確保できていないという部分なのですけれども、自立計画つくった部分については、滞納の部分について力を入れるということで一応見込んでおりました。ただ、実態としては、やはり現年度の方にちょっと力を入れている部分があって、それから滞納の部分についてはなかなか難しい部分があります。ただ、その部分について、ちょっと差は出てきますけれども、これが今後どうなるかということ、今後ちょっと今分析しなければなりませんけれども、いずれにしても、自立していく上には、この税の確保、収入の確保というのが十分大事なことでございますので、この部分については収入の確保に向けてまだこれからも努力をしていきたいと思っております。

それから、減免の部分でございますけれども、当然個別の部分では対応しています。ただ、全体的な部分で、周知という部分ではまだ十分されていませんので、この部分については、広報等で周知することも含めて検討をしていきたいと思っております。

それから、不納欠損の部分でございますけれども、一応これ法で決められた部分で当然不納欠損処理します。ただ、三笠市の考え方としては、単に5年の年限が切れただけで、自動的に時効で落とさないということで、やはり基本的にはいただくということなものですから、そういった部分でありとあらゆる徴収に向けての努力をやった上で、その上でそれが徴収が不可能だという部分であれば、当然それは法の手法にのっとってやりますけれ

ども、やはり基本的な考え方としては、法の対象があるからということで、単にそれをもってやらないということにはしておりません。それで、基本的には今徴収に全力をかけていますので、そういった中で一生懸命やることをやった上で、その上でできない、例えばいろんな部分でやって、こういう事情でもってできないとなれば、その段階でもって不納欠損ということも考えなければならぬかと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤勲議員。

2番（齊藤 勲氏） 不納欠損のところの考え方なのだけれども、これは私の聞き方は、16年度時点ということで、不納欠損一定にしていますよね。だけれども、残っている債権ですよね、滞納額になっている、16年度時点で17年度に引き継ぐ滞納額というこの中に、不納欠損という部分で処分できるものがあるのではないかとということです。例えば、極端な言い方しますけれども、例えば10年以上もたっているというか、あるいは15年と言った方がいいのかな、そういうものって実際にありませんか。要するに、大事にするというか、そういうことはいいのだけれども、不納欠損をしていくということで、そういう滞納が解消されていくというか、言ってみれば不良債権をなくするという意味なのだけれども、そういうことというのはきちんとされているのかなという疑問があるので、そういう実態がないというのだったらいいですよ。きちんと不納欠損はやるものはやっているという、そういうことであればいいのだけれども、そういうふうになっていないというふうに理解しているものだから、だから、そういう実態がないというふうに言ってもらえば、理解するという意味ですね。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 実態としては、今、議員おっしゃるように、通常5年で時効ですけれども、それぞれのその方の事情等によって、時効を中断してやっている部分なのです。ですから、そういった部分では不納欠損をしていないという部分ではあります。ただ、それはそれぞれのケース・バイ・ケースの事情の中でやっていますので、今後それらの方々の個別ないろんな実態調査等も踏まえた中で、きちんと対応をしていきたいと思っています。ですから、その中には不納欠損をしなければならない事情も出てくると思いますので、それはその時点でもって判断してやっていきたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤勲議員。

2番（齊藤 勲氏） どういうふうに言えばいいのかな。要するに、債権が、例えば先ほどの数字的な言い方をすれば、6億9,000万円なら6億9,000万円で、これは債権管理していかなかったらならないという意味ですよね。当然、その部分はあるわけですから。だから、それを管理していくという手間というのは、当然かかると思うのですよ。だから、そういう意味で、やっぱりそういう管理していく手間というのを省くという意味も含めて、それからもう回収不能だという、こういうものがあつたとすれば、それはいたずらにそのまま繰り越していくということではなくて、きちんと整理をしていくとい

う前向きな姿勢があっただけではないかなという、そういう意味なので、それで前段の私の質問からいくと、そういうものはないというふうに理解していいのか、あるというふうに理解していいのか。質問が悪いのかな、その辺ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 滞納問題に関する質問でございます。自立する上で、非常に大きな課題だというふうに思っております。それと、何よりも市民に対して公平・公正の姿勢を貫かなければならないと、これが基本だというふうに思っております。ですから、私も滞納問題については、法的措置を前提にしていきましょと。今回の議会でも住宅問題は若干出しておりますけれども、ほかの料とかそういうものでも、この訴えですとか、または差し押さえですとか、そういうことを前提に取り組んでます。その途中の経過で、「いやあ、わかった、払う」ということで、分割して払われていると、そういう例もあります。ですから、滞納、触法的処分を前提にした件数が全部表に出てくるとは限りません。これは、途中でそういうふうに切りかわったという例が多々ございます。ただ、あくまでもすべての料については、そういうことを基本に取り組んでいるということでございます。

それから、これも職員全員で取り組むということで、たまたまその職にいるからとか、いないからではなくて、一定の時期にはよく管理職が徴収に回るという新聞記事も出ていますけれども、三笠市の場合は、全職員で徴収に回るということで、非常に収納率が悪いですから、全道の市で下から2番目と、こういう収納率ですから、これは全職員で頑張りたいというふうに思っているところでございます。

それで、今の不納欠損ですけれども、これは私ども単なる年数だけで不納欠損する気分はさらさらございません。要は、取れる見込みがあるかないかというだけのことでございます。判断はそれだけです。ですから、例えば生活保護者がいると、滞納もあると。それがこれから収入の増加が見込まれない、年配等の年金暮らしの方はなかなか多くの収入増というのは見込まれないでしょうから、これからはこれは不納欠損で処分するのもやむを得ないねという事態も起こり得るでしょう。ただし、若い稼働年齢層が一時的に被保護者になった場合に、即それを不納欠損として落とすのが適当かどうかということは、これはちょっと私は早計かなというふうに思っています。いずれ働けるようになって、そしてそういう収入が身についたときには払っていただくと。そのためにはそれを継続して持っていかなければならないと、そういうことです。そういう一時的なことで判断するのはどうかということも考えております。

ですから、そういう年数ですとか、そういった問題ではなくて、あくまでも今後取れる見込みのあるものは、多少でもあるものは残していくと、ないものはやめましょと、そこは落としましょと、そういうそこが判断基準ということで、各所管でそれぞれ不納欠損をしているという状態です。ですから、あくまでも見込みのあるなしで判断する。です

から、今年は例えば住んでいるところがわかっていただけれども、いつの間にかいなくなつてわからなくなったと、追跡もできないと。では今年は残したけれども、来年落とすですとか、そういうことは起こり得るといふことになります。ですから、その時々において、私どもは少しでも可能性を求めて税収の増を図らなければならないといふふうに思っていますので、そういった意味で御理解賜ればといふふうに思います。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤勲議員。

2番（齊藤 勲氏） 今の助役の答弁は、要するに取れる見込みがあるかないか、こういう判断だといふことで、こういうふうにはっきり言ってくればいいのですねといふのは、私が理解するのは、16年度決算にした時点で、繰り越しで債権中については、これは取れる見込みがありますと、こういうことで理解をすればいいといふことだと思ふのですね。一応、そういうことで理解をさせていただきたいといふふうに思います。

次に、地域包括支援センターの部分なのですけれども、これ先ほどの部分で、それぞれ3職種、一応配置をするという考え方だと思ふのですが、これは実際に新しい需要という形の中でもって配置をしていくといふふうになると思ふのですよね。そうすると、社会福祉士と、それから主任のケアマネジャーと、それから保健師ですか、こういうことの配置が必要といふふうになってくるのですが、それはきちんと配置をできるということなのか。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 現在の介護支援センター、これについては、福祉係で兼務して対応しています。それで、今回の地域包括支援センターについては、前の形と違って、このセンターを置かなければならないといふことですので、職員を対応して設置するといふ形になります。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤勲議員。

2番（齊藤 勲氏） 社会福祉士といふ、今、市でもって資格持っている人いないと思ふのですけれどもね。それで、これはどうするのですかといふことです。

それから、今の介護支援センターの関係で言えば、地域包括支援センターに移行するような形といふことになってきますよね。そのときに、新しい需要という部分ではあるのだけれども、保健師さんがいるから、例えば保健師さんをそっちにやるということなのか。それから、主任ケアマネジャーといふのは、これは新しい資格ですよね。ですから、これはどういふふう配置するのかと、そういうふうに教えていただきたいのです。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 主任ケアマネジャー、これについては、現在、この資格は日本でどなたも持っておりません。新たに出てくる資格です。ここは資格が確定するまで、ケアマネのリーダー研修を修了して、実務に従事している方であれば代替可能といふことです。それから、社会福祉士なのですが、これについては、相談援助業務の実務経験のある社会福祉主事、これで当面は代替が可能と。それから、あとは保健師といふこと

で、今、主任ケアマネジャー、それから保健師、これは職員の方で来年3月起工とあわせて提案させていただきたいと思います。それから、社会福祉士については、現在まだ資格を持っている方が市の職員の中におりません。これは当面、臨時で対応を考えていくというか、今の段階ではそういう形で考えております。社会福祉主事あるいは社会福祉士ということで、どちらでも対応はできるのかなというふうに今考えています。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤勲議員。

2番（齊藤 勲氏） 一応3人の配置という部分での考え方というのはわかりました。それで、私が言いたいのは、確かに今職員を新しい事業であるけれども、職員を採用していくというのは難しいと。それで、30年度までの間に、150人体制にしていくという、こういうあるのですけれども、やはりこれからの行政という部分を考えていくと、いろんな部分で、今の介護等も含めてなのだけれども、専門的な部分が要求されてくるというか、こういう処遇という中でもって。それであれば、そういう計画自体はあるのだけれども、こういう新しい需要に対しては、有資格者も含めてきちんと採用していくということが必要になってくるのかなというふうに思っていますので、この辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 地域包括支援センターに対する御質問でございますけれども、これは言わずもがなで健康づくりと、高齢者の健康づくり、対象者は要支援と、それから普通の高齢者ということで、実際に今現在、高齢者を対象とした健康づくりを行っている事業はございます。例えば、転倒予防教室ですとか、まだほかにも何ほかあるはずですが、実際にそういう事業を行っております、それらが支援センターで行われることに、多分横滑りでなるだろうということで、想定しております。それで、職員配置も国の基準どおりの配置はいたしたいと、そのように思っておりますので、今のところこのケアマネ、さらに保健師、これは市の職員であります。社会福祉士、これは今現在、市の職員で資格を持っているのはおりません。ただし、社会福祉主事でも可能というような国の方針でもあります。ですから、社会福祉主事であれば、資格を持っておるものは数名あります。ですから、そういった意味でこの社会福祉士の場合は、何らかの形で採用しなければならない。社会福祉主事の場合は、これは横滑りでよろしいということになるかと思えます。

私ども今この事業立ち上げに当たって、いろんな意味で、これも国も初めてな事業で、私どもも初めてでございます。やっぱり介護者がどんどんふえていき、大変な状態ということで、その前の予防対策という意味での大きな事業だというふうに我々も思っております。そういった中で、この支援センターを立ち上げるわけですけれども、いろんな意味でこの3人が機能しなければなりません。資格もさることながら、やはりその職員の仕事に対する意欲、気持ちというものが大きく影響してくるだろうというふうには思っております。そういった意味で、この有資格者を前提として、このチームを立ち上げるということは、これは申し上げることができるのかなというふうには思っております。そして、その

上で、さらによりよい配置がどうなのかということは、動いた中で、いろいろ研究してま
いりたいというふうに思います。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤勲議員。

2番（斉藤 勲氏） 以上で終わります。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、斉藤勲議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問はすべて終了しました。

日程第5 例月出納検査報告について（監報第4号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 監報第4号、例月出納検査報告についてを議題としま
す。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質
疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、監報第4号、例月出納検査報告につい
ては、報告済みとします。

日程第6 報告第21号から報告第23号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の6 報告第21号から報告第23号までについてを一括議
題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配
付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第21号議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第22号総務常任委員会所管事項調査報告についての
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第23号民生経済常任委員会所管事項調査報告につ
いての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第21号から報告第
23号までについては、報告済みとします。

日程第7 報告第24号 まちづくり活性化調査特別委員会 報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の7 報告第24号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇説明願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇）

まちづくり活性化調査特別委員会委員長（谷津邦夫氏） 平成16年第2回定例会で決議、設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成17年第3回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、11月18日開催の委員会では、行財政改革の取り組みについて、市営バスの運行について、三笠市バイオスタウン構想について、幾春別川総合開発事業及び桂沢ダム周辺道路整備について、市立三笠総合病院の経営健全化について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、市立三笠総合病院の経営健全化について調査を行い、主な質疑として、1、研修医制度の影響と医師確保について、2、経営健全化へ向けての見直し内容について、3、サービス向上への取り組み内容について質疑がありました。特に、医師の確保については、研修医制度の影響により、深刻な医師不足が懸念されることから、その確保に向けて全力で取り組んでいただきたい。また、経営健全化の主要な見直しについては、目標の効果額が達成できるように努力してほしいとの議論がありました。

次に、行財政改革の取り組みについては、主な質疑として、1、職員150名体制に向けた取り組みと中途退職者の欠員補充について、2、広報みかさ等への広告掲載による広告収入の検討について、3、指定管理者制度のメリットについて、4、下水道区域内の下水道未設置世帯に対するし尿処理料金の徴収について質疑がありました。

次に、市営バスの運行については、主な質疑として、市立病院前の市道停留所について、将来病院敷地内に変更できないか、今後検討してほしいとの議論がありました。

次に、三笠市バイオスタウン構想については、主な質疑として、1、生ごみと下水汚泥の再資源化コストの採算性について、2、施設誘致リスクについて議論がありました。特に施設誘致については、循環型社会は時代の流れとして受けとめるが、過去に民間のリサイクル施設が撤退した経過があり、本市も苦い経験があるため、誘致については慎重に進めてほしいとの議論がありました。

最後に、幾春別川総合開発事業及び桂沢ダム周辺道路整備については、主な質疑として、桂沢ダム建設計画の変更に伴う今後の道路整備計画の変更について議論がありました。資料説明後には、市営バスの運行ルートである山の手線の現地視察を行い、18日の調査を終了いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから質疑を終了し、報告第24号まちづくり活性化調査特別委員会報告については報告済みとします。

日程第8 認定第1号 平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について（委報第8号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の8 委報第8号、認定第1号平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件は、9月22日第3回定例会で特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出をされています。

この際、委員長の報告を求めます。

第1決算特別委員会、猿田委員長、登壇報告願います。

（第1決算特別委員会委員長猿田重夫氏 登壇）

第1決算特別委員会委員長（猿田重夫氏） さきの本会議において付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、「認定第1号平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以下、順次御報告いたしますが、審査内容の一部を省略し、簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承を賜りたいと思います。

審査の順序につきましては、審査日程表に基づき審査を行ったところであります。

初めに、財政総括表についての質疑として、1、合併しない本市の財源については、今後もかなり厳しいものがあると思うが、これからの財政をどう見ていき、どう対処していくべきかとの質疑に対し、本市の財源は、大部分が交付税に頼っている。平成18年以降の交付税については、まだ見通しが立っていないが、市町村合併する自治体に配分が大きくなると予測される。また、既に来年度は2.7%の交付税が落ちる内容で示されている。今後とも交付税の減に対応していけるよう予算編成をしていかなければならない。そうならば、当然、自立計画に沿った運営をしていかなければならないし、さらなる行革も必要である。市税の徴収等も効果が上がるよう努力していくとの答弁がありました。

2、予算、決算の状況を見ていると、さほど財政状況の厳しさを感じない。国は突然削減してくるのか、厳しさがどの程度になるのか認識しておきたいとの質疑に対し、平成15年、16年度の決算額は、実質的に1億円ないし2億円の黒字であった。しかし、一番

の悩みは、平成19年度に交付税の大幅な見直しを行うと言っているが、まだ先が見えてこない。また、三位一体の改革が生活保護の率だとか、教育の問題とか、これらもまだ先が見えず結論が出ていない。生活保護に至っては、国が4分の3の率を半分にすると言っている。この半分を市が全額負担するとなると、現在2億円を一般会計から負担しているので、一気に4億円になる。当然、地方は猛烈な反対をしているが、教育の問題もしかりである。これから変わろうとする姿が見えない中での新年度の予算編成になるかと思う。いずれにせよ、このまま推移できるとは思っておらず、国の財政がすっきりしなければならぬし、北海道が大幅な赤字を抱えて今までどおりの事業ができるのかどうか、影響が出てくることを踏まえて、さらに厳しくなることを予測しながらしっかりと行革に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

3、北海道では職員の給与カットを組合に提案しているが、自治体への影響として、これに左右されていくか。切り捨てるは簡単だが、職員の自主的な意思や意見から、どう財政問題を克服していくかという情勢を育生させていくべきである。職員は現在の193名から150名体制になるため、職員や職員組合も努力している。職員の自主的な発想が出てくる環境をつくるべきで、カットだけが先行するようなことは現状では賛成できかねる。そのあたりについて、経過的に感じているものはあるかとの質疑に対し、北海道の給与カット問題は、まだ先が見えていない。自治体への影響は多少出てくると思うが、北海道が実施したから本市も実施しなければならないという単純な考え方はない。給与カットは極力しないで、人員減でカバーしたい。小林市政の基本は、人員削減はやむを得ないが、人事院勧告の実施を含め、基本給与は保証する。人勧分は何とか頑張るからみんな一生懸命仕事してほしいというのが基本姿勢である。また、給与カット以外の方法で、市の財政に貢献できるものがないか、新年度に向けて職員と協議していきたいとの答弁がありました。

続いて、各款の質疑に移り、第1款議会費、第2款総務費、第12款職員費については質疑がなく、第3款民生費の質疑として、1、人口は減少傾向にあるが、平成15年から16年度にかけて、保護世帯は40世帯増加している。高齢化が進む中で、保護世帯もふえていくのか。それから、生活保護の支給状況について、日常生活をしていく中で、1世帯当たりの保護費は幾らかとの質疑に対し、世帯類型の参考数字として、夫婦で夫が33歳、妻が29歳、子供が4歳の場合だと、夏場で19万4,570円、冬場は冬期加算について22万5,430円となる。母子家庭の例として、母親が30歳、子供が9歳と4歳の3人世帯では、夏場では18万6,600円、冬場では21万7,470円である。老人の2人世帯では、夫が72歳、妻が70歳の場合、夏場で12万9,620円、冬場で15万5,470円、老人単身世帯では、70歳の女性で夏場で8万9,210円、冬場では10万9,180円となっているとの答弁がありました。

2、ぬくもり除雪サービスについて一定の成果があり、評価しているが、今回は広報だけの周知か。高齢者は広報だけでは理解しづらいので、新しい制度だけに市民周知をしつ

かりとしてもらいたいとの質疑に対し、制度的には今年で2年目を迎えた。昨年の反省を踏まえ、10月に広報で周知するとともに、昨年利用された方に電話等で対応しており、昨年を上回った利用状況になっている。御指摘のように、広報に掲載しても周知されていない現実があるのであれば、来年以降周知方法について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、第4款、衛生費の質疑として、1、ごみの有料化について、平成16年度から実施しているが、ごみの排出量はどのように変化していくかとの質疑に対し、有料化先進地のまちを見ると、3割は減少している。本市の場合は、平成12年度から分別収集を実施していたので、有料化しても15%程度の減少と見ている。先進地を見ると、3年から5年で排出量もとに戻り始める傾向にある。本市の場合でも、昨年の同時期から見ると、2割弱落ちているが、最近では増加傾向となっているとの答弁がありました。

次に、第5款労働費については質疑はなく、第6款農林水産業費の質疑として、1、新規就農者の誘致対策については、若者や団塊世代を視野に入れながら人口の増加や農業を守る観点から継続していかなければならない事業だと思うが、事例として実際に相談があったかとの質疑に対し、北海道全体の就農者をふやそうとしている北海道の担い手育成センターという団体があるが、本市もそこと連携して、平成12年から事業を進めている。相談件数は、平成12年から平成17年まで30件ほどであり、道外からの問い合わせが多い。最近では達布地域のブドウ栽培にあこがれて、そこに就農したいという相談が毎年一、二件あるとの答弁がありました。

2、北海道の農業後継者育成、人口増加対策、地域産業興しのためにも、一定の事業が必要なのは理解するが、実際に農業をやっていくとなれば、本当に厳しいものがある。農地として見れば、三笠は地理的条件にすぐれている。北海道との連携も必要だが、市独自のまちづくり施策としても長い目を見た位置づけが必要と考えるがどうかとの質疑に対し、農業後継者不足、高齢化が進むが農地は減らない。農家が減れば一人一人の負担もふえてくるので、就農者誘致には力を入れていきたい。北海道との連携の中では、年齢枠に制限があるので、市としてはさらに枠を広げて年齢を高めめに設け、多くの人を三笠に誘致したいと思っている。今後とも全力を尽くしていきたいとの答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費については質疑がなく、第9款消防費の主な質疑として、1、自立計画の人員体制で、市民の生命・財産を守る体制はとれるのか。消防職員が一人前になるためには、一定の訓練期間が必要と思うが、将来の消防体制をどう考えているかとの質疑に対し、自立計画に基づいて平成19年から32名体制になる。消防団員についても、現在109名いるが、これらの体制で災害対応を図っていきたい。また、消防職は採用すると、半年間は消防学校に行き、初任教育を受けなければならない。戻ってきても、現場教育があるため一人前になるためには1年間かかるとの答弁がありました。

2、将来、32名体制になっていくのはわかるが、市民の生命と財産を守り、安心感を与えるのが体制の基本である。年齢構成に段差があるなら、採用計画を毎年するなど考え

る必要があるのではないかとこの質疑に対し、市民の安心・安全を守るのは基本であり、32名体制は、それらを考慮しての体制である。住居の戸数の増減や商店の増減など、火災の対象となるものがどう移り変わっていくのかも考慮して、人員体制を考えなければならない。また、一部事務組合的なことも可能かどうか、あわせて検討する必要がある。32名体制を前提として、自立プランは立てたが、コンクリではないので、今後もまちの状況を見ながら勉強していきたいとの答弁がありました。

次に、10款教育費の主な質疑として、1、次年度以降の入学児童数は平均50名前後で推移していく中で、小学校は本当に6校必要なのか。経済面だけではなく、生徒の視点から見ても一定の人数がいないと、何をやるにもやりたいことができない。ここ数年の間で教育委員会として考えている方向性はあるかとの質疑に対し、児童数は低位で安定した数値になっている。適正配置審議会を実施し、幾生中学校と幌内小学校について一定の答申をもらい、平成18年度末をもって幌内小学校は三笠小学校に統合する。それ以降については、教育委員会内部で検討中であり、できれば来年度中に適正審議会を立ち上げて、自立に向かっての学校数のあり方について諮問をし、平成19年早々に結論をいただきたいと思っている。いずれにせよ学校統合は必要だと認識しているとの答弁がありました。

2、学校の統廃合に伴って、その後の対応策も考えなければならないが、幼稚園行政の今後の方向性はどのようになっているのかとの質疑に対し、幼稚園は民間施設1園だが、老朽化が進んでいる。建てかえ、移転含め、市に相談があり、定期的に協議会を実施している。三笠の子供たちの5割が入園すれば、80名の定数確保が可能であり、今後とも経営が可能だと判断している。そこで、建てかえの問題だが、統合後の幌内小学校跡地が構想に上がっているが、利便性が悪いため、幼稚園側も懸念しており再検討する必要がある。イオンのインパクトや親が仕事で岩見沢、美唄へ通勤することを考えても、三笠から以西が希望されている。一定の投資をしてでも頑張っていく決意がはっきりと感じられるし、新築は困難なので、市からの応分の協力も要請されている。先日の協議では、平成19年から新しい施設に移転したい構想も聞いているし、具体的な市の施設についても要望が出されている。年内には方向性を出していきたいとの答弁がありました。

3、モダンアートミュージアムなどの教育施設について、点在化させるよりも、一括管理が望ましいのではないかと。一極集中することにより、総合的な管理費も下がるし、より素晴らしいアート環境が整うのではないかと。教育施設のあり方について再度検討してほしいとの質疑に対し、設立趣旨は幌内中学校の廃校後利用だった。多くの方に利用していただきたいと願っているが、残念ながら減少が続いている。指摘のとおり、どのようにして絵画や美術品を市内にまとめていくかは課題である。鉄道村や博物館を含めて、全体で考えさせてほしいとの答弁がありました。

4、陸上競技場、三笠ドームの利用が落ち込んできているが、営業努力はどのようにやっているかとの質疑に対し、陸上競技場については、6月に公認廃止となっており、競技大会が減っていることから落ち込んでいる。今後、競技場として残していくのか、改修

してほかの用途として使えないのか検討していきたい。例えばパークゴルフ場やサッカー競技場など、財源が許すならそれらも検討したい。三笠ドームについては、周辺自治体にもドームができていますので、利用者が減ってきている。今まではスポーツ競技だけで運営してきたが、今年度から集会や飲食も可能にした。今後も利用者の幅を拡大しながら一定の数を確保できるよう努力していきたいとの答弁がありました。

次に、第11款公債費、第13款予備費、第14款災害復旧費については質疑がなく、続いて一般会計歳入全般の審査に入り、その質疑として、1、市税の不納欠損について、半分に減らしたのは成果だと思うが、未済額の事後の動向をどう考えておけばよいか。また、どのような対策を検討しているかとの質疑に対しまして、全く徴収できないものに毎年同じ対応をしていたのでは処理ができないので、区分けをしながら整理していきたい。対策としては、毎年同じことを繰り返すのではなく、らちが明かない悪質なものについては、法的処分に切りかえていくことで対処している。平成16年度では、国税還付金差し押さえが41件、128万円、道税が2件、4万5,000円、預金差し押さえが1件24万9,000円、合計44件で157万4,000円の法的措置を実施している。本年度は、さらに対応を深めて、国税還付金1件、道税還付金差し押さえが1件、年金差し押さえが1件、生命保険の解約返戻金支払い請求権を差し押さえたのが3件、預金が18件、現在、合計で24件、285万6,000円を差し押さえている。さらに、11月に向けて、預金、給与の差し押さえも準備して進めている。これらの件については、一定の成果をおさめているので、さらに強化していきたいとの答弁がありました。

2、9月に市から平成18年度に向けた家屋再調査のお知らせが広報周知されたが、特にこの中で、物置及び車庫については、1坪以上が課税対象だったものを3坪以上に変えたと書かれていたが、このことによってどれだけの税額が減るのか。また、この改正内容を議会に対して正式に示したかどうか聞かせてほしいとの質疑に対し、今回の改正については、議会に示していない。この取り扱いは地方税法でも明確でなく、条例も同様であり、市長決裁で取り扱いを決定している。この取り扱いを定めた経過としては、平成3年に議会質問で車庫等の簡易建物の賦課が不公平ではとの指摘があり、従前は住宅と同時に建設した車庫は賦課対象とし、住宅とは別に建設した車庫は把握していなかった状況にあり、確かに公平性に欠けた。そのため、平成3年から4年度にかけて、全市の車庫調査を行い、平成5年度から1坪以上の家屋に賦課を行っている。この調査を繰り返して賦課している。しかし、現実、1坪程度の物置の場合、敷地内で移動されているのが実態である。固定資産は移動しないもの、土地に固定されているものが原則である。また、他市では税がかからないのに、なぜ三笠市はかかるのかという問い合わせも発生していた。そのため、他市の状況を調べてみると、これらの移動性の物件は賦課対象となっていないく、10平方メートル以上の物件か、10平方メートル未満でも基礎があり土地に固定しているものがほとんどであり、また建築基準法の届け出とも一致しているため、今回そのように改正した。また、件数については、10平方メートル未満と思われる家屋は1,100棟、

影響額は95万円と試算している。今後、このような改正については、事前に状況提供等を含めて議会の対応があつてしかるべきだった。おわびしたい。今後は、重々踏まえた中で議会对応していきたいとの答弁がありました。

3、本市の自立にとって、固定資産税は重要な要素であり、取れるものはできるだけ取るべきである。ある程度の評価がえはやむを得ないと思っている。例えば、今リフォームが物すごく宣伝されているが、外壁を直すだけで最低でも100万円はかかる。家の価格、構造が変わるのに課税の対象にならず、1回調査すれば後はしなくてもいいという姿勢を持っているのであれば、それは疑問である。ただし、外壁はわかるが、内部改修はわからないので、そこには賦課できないという不公平が生じてくるが、それを解消する努力も必要である。また、建物を新築する場合でも、安い業者は1坪25万円、高い業者では60万円と違って来る。しかし、査定はすべて一律で、標準額の単価が同じなのは疑問であるし、どういう基準で行っているかも我々はわからない。そこで、固定資産税は申告課税が中心だが、うちは申告をさせる要素がない。税はできるだけ公平・公正でなければいけない。そういう課税の仕方をするすれば、固定資産税の内容をつぶさに時間をかけて知らせ、それに対応して申告をする、こういうやり方が必要だ。それらについて慎重に検討する余地があるのではないかと。3年、5年の猶予を持って市民の実態をしっかりと調べて方向づけをすべきである。できるだけ議会、市民にも知らせて協力を願う必要があるのではないかとこの質疑に対し、固定資産税の対象家屋物件は、不動産登記法により法務局に登録されたものが、市に通知され、賦課することが基本である。しかし、不動産登記は申告主義であるため、申告しなければ市にも通知されてこないのが実態である。このため、未登記物件が発生し、現在はこれらを車庫調査によって把握し、賦課している実態である。したがって、この車庫調査は、外見的な増築は把握できるが、家の中の改修は把握できない。現行からいうと、面積要件を重要視しており、内部改修はどう考えても100%は把握できない実態から、逆に増築及び一部の未造作物件以外は、再賦課しないことの方が公平という考えに立っている。また、申告制は償却資産のみとなっているが実態である。自立の前提で考えると、税をしっかりと徴収することは大きな課題である。固定資産税は税の6割を占めていることを考えると、公平・公正に徴収しなければならない。課税客体をしっかりと把握する必要がある。種々指摘のあった部分では、議会对応を含めて反省すべきところは反省しなければならない。現実的には、職員が毎年課税客体の把握に努めているが、申告制ということも含め、市民にどう受けとめていただき、どういう方法で把握するか勉強し、議会と相談しながら客体の把握に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、一般会計の調書等の審査、証書類審査に入りましたが、質疑はなく、最後に、一般家計全般についても質疑がありませんでした。

以上で、全会計の質疑を終了し、特段の討論もなく「認定第1号平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について」原案認定すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定については、第1決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 認定第2号から認定第8号までについて（委報第9号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の9 委報第9号、認定第2号から認定第8号までについてを一括議題とします。

本件は、9月22日第3回定例会で特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

第2決算特別委員会、藤浪委員長、登壇報告願います。

（第2決算特別委員会委員長藤浪成憲法氏 登壇）

第2決算特別委員会委員長（藤浪成憲法氏） さきの本会議で付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告させていただきます。

本委員会に付託されました案件は、「認定第2号から認定第8号まで」の計7件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び説明の資料につきましても省略させていただきますので、御了承を賜りたいと思います。

最初に、認定第2号平成16年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、特段の質疑、討論もなく、原案認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号平成16年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。その主な質疑といたしまして、1、国保法第10条の消滅時効について、平成14年度から平成16年度まで、それぞれ過去3年間の数値があるが、年数が経

過するに従って、不納欠損額が増加しているが、この要因は何かとの質疑に対し、毎年現年度分については約2,000万円の新規滞納が発生しているが、現年度分を完納し、過年度も含めて分割納入を履行しているものなど誠意が感じられる滞納者については、不納欠損処分としている。また、居所不明などのやむを得ないケースについても、不納欠損処分としている。それ以外の滞納者については、引き続き徴収している。指摘の3カ年は、年々増加していくものではなく、単年度の状況によって変化する。分割納入を履行している者の増加などを要因の一部と考えているとの答弁があり、特段の討論もなく、認定第3号平成16年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号平成16年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、その主な質疑といたしまして、1、滞繰分の収入率20.7%はどのように受けとめたらよいのかとの質疑に対して、滞繰分が209件で408万8,000円であった。それに対して、84万6,000円の収入が入ってきたことで、20.7%になっている。他の自治体でどの程度滞繰分が入ってきたというのは押さえていないとの答弁がありました。

2、不納欠損処分は今回が初めてかとの質疑に対して、平成15年度にも8件、9万2,100円を処理している。平成16年度については、実人員は17名で、内訳が居所不明、職権消除、死亡、現年度完納していて分割納入している人などを不納欠損処理としているとの答弁がありました。

3、次年度は、どの程度法律改正になるのか。社会保障費等の抑制は間違いなく起こり得るので、いち早く情報をつかみ、会計の健全性と市民福祉の整合性を保ってほしい。また、保険料を遅滞なく納めてもらうのは制度運営の前提であるので、しっかりと対応してほしいとの質疑に対し、日本全体が高齢化、かつ介護の必要な人もふえ続けている実態の中で、国は予防にウエートを置いてきている。介護度については、4月から6段階のものを7段階にする。一つふえるのは、要支援が2段階に分かれるため、介護予防のシステムをつくるのが大きな柱となっている。要支援者を要介護者にさせないためのプログラムを講じなければならない。三笠市の懸念は4,600人いる被保険者の中で、サービスを受けているのは、その1割前後であり、今のまま施設建設が進むと、保険料が高額になっていき、9割の人は保険料を払うだけという現象が起き、市民の中から不満が出てくる。市民に現状を説明し、理解を得ると、保険料の額をどう設定するかが課題であり、現在、検討している最中である。滞納問題についても、年4回特別徴収を行い、料と税の格差がないように、今年は法的措置を前提に取り組んでいる。現在は預金調査、給料の差し押さえまでやっている。いずれにせよ、介護保険は予防重視型に移行するが、大変な課題が目前に迫っているので、市民に対してより理解を得るための行動は考えていかなければならないとの答弁がありました。

4、10月から介護保険料法が変わって、居住費、食費については、自己負担となって

いるが、ことぶき荘の入所者に対して、また、入所者が判断できない場合は、家族に対して意見を聴取するなど、何らかの対応は図ったかとの質疑に対し、ことぶき荘の家族会に対して、入所者の状況に合わせた説明会を実施している。どのような意見が出されたかは把握していないが、居住費、食費の影響で施設を退所した人がいるとは聞いていない。例えば食費については、基本は1日1,380円だが、所得軽減があるので、所得の低い人はもっと低い額になる。国は10月から全額自己負担となっているが、自己負担できない人には、保険から支払う道も残している。そういう部分を含め説明している。また、法改正の趣旨を広報に掲載したり、事前にも各施設にパンフレットを配布することによって周知を図ってきているとの答弁があり、特段の議論もなく、認定第4号平成16年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号平成16年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定並びに認定第6号平成16年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算については、特段の質疑、議論もなく、原案認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号平成16年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。その主な質疑といたしまして、1、今年2月18日に発生した水質事故について、収入額及び収入未済額に影響はあったか。また、8月17日から26日までの相談期間に3件の相談があったようだが、それ以降の苦情、相談等はあったか。また、営業補償等の問題はなかったかとの質疑に対し、水質事故によって、使用料を支払えないという人はいなかったため、平成16年、17年度ともに収入への影響はない。また、26日以降についても苦情はなかった。3件の相談については、電話対応時に理解を得ている。営業補償については、発生当初2社から問い合わせがあったが、8月に市長名で市民に謝罪文を出したときに、この2社に対しては同趣旨の文書を一定の相談期間を設け周知した。その後は、特に反応もなく、一定の解決はしているものと判断しているため、営業補償はないとの答弁がありました。

2、水道会計は、平成16年度の決算書などを見ても、現料金を据え置きながらも、まだ健全性を保っていると思っていたが、未収金9,100万円という数字を見ると、大きな経営課題であると言わざるを得ない。中長期的にこの未収金に対して、どう取り組んでいくかとの質疑に対して、未収金については、大変な問題として受けとめており、法的手段を含めて取り組んでいく。徴収体制の強化として、6月から臨時徴収員を雇用して、1カ月当たり150件ほどの滞納者を訪問している。6月からの取り組みなので、実質的な徴収額は上がっていないが、まずは滞納者すべてに当たっていきたい。基本的には、現年度分をしっかりと納めていただき、過年度分も分割納入してもらおう方向で取り組んでいる。また、悪質滞納者については、必要に応じて給水停止も含めて対応していきたいとの答弁があり、認定第7号平成16年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、特段の議論もなく、原案認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第8号平成16年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。主な質疑といたしまして、1、3条予算全体に占める人件費の比率は何%になるかとの質疑に対し、平成16年度決算では63.5%となっているとの答弁がありました。

2、3条予算に占める人件費の比率については、一定の数値を超えると、経営的に危険だという指針があったと思うが、どれくらいかとの質疑に対し、院外処方実施後では、57%に押さえないと厳しい。現在63.5%であるので、これは数値を詰めていかなければならないとの答弁がありました。

3、累積内部留保資金18億9,600万円に対して、未処理欠損金は19億4,300万円ある。完全に債務超過に陥っている。さらに、流動比率の関係では、不良債務も既に流動資産に対して5,000万円余り超過になっている。こういう状況の中で、新年度は診療報酬の改定も予定されているようで、ますます経営環境は厳しくなると予定されている。こういう中で、人件費が63.5%、理想は57%ということで、6.5ポイント上回っていることになる。この状況を続けていくと、欠損金は膨らみ、流動負債もふえていく。公営企業債などの起債もあると思うが、こういう財務状況の中で起債制限は受けないのかとの質疑に対し、起債制限はまだ受ける段階ではない。不良債務が10%を超え、3億円ぐらいになると、改善計画を整備しないと起債を受けられないなどの制限がある。病院の不良債務はまだ4,700万円であるとの答弁がありました。

4、公立病院は軒並み赤字で、一方では個人経営の病院は収益を前年度より上げている。新聞報道を見たことがあるが、この要因は端的に言えば、人件費コストではないか。経営者からすると、医療職の給料表を採用せざるを得ないと思うが、かといって、不良債務が膨らんでも、一般会計から捻出する余裕がない。市内の個人病院を見ても後継者不足なので、市民からすれば、最後は市立病院しかないと思っているが、将来どう見据えて市民の健康をどう守っていくのかとの質疑に対し、自立に当たって市立病院の維持は基本である。将来的に個人病院が閉院していくなどの懸念材料も視野に入れると、市立病院の存続は市のまちづくりにとって非常に大きな課題である。近年は、病院経営が極端に悪化してきており、また、人口減とは別な要因で患者数が減ってきている。ここ2年間で約10%の患者減となっているので、人口減を大きく上回る患者数の減と言わざるを得ない。その原因については、今まで市立病院にかかっていた患者が他の病院に移っていったものと推計せざるを得ない。移る原因は何かを追求していかなければならない。また、経営面からいえば、人件費が規定ラインを大きく上回っている実態からしても、病床数等々も含めて、今の体質でよいのかどうか検討しなければならない。ある程度のコンパクト化は病院を維持していくためには、避けて通れない課題である。病院が最大限努力しても、なおかつ経営が成り立たないという場合には、以前とった手段を含めて検討しなければならないと思っている。いずれにせよ、市民の健康を守るという観点から、我々も一緒に悩み、一緒に検討していきたいとの答弁がありました。

5、看護師の接遇問題について、患者の立場に立って不安な気持ちを少しでも和らげてくれるすばらしい看護師もいるが、診察券1枚手渡すにしても、目の前に患者がいるのに、カウンターに置いて渡すような心ない看護師もいる。その他の技師も含めて、決して高いレベルにあるわけではないと感じているが、どんな認識を持っているかとの質疑に対し、現在、看護師106名、准看護師が39名、看護助手が21名、トータル166名の看護職員がいる。看護部で不足しているのは研修である。教育が充実すれば、必然的に接遇も自信がついてくると思い、接遇委員会を設置して、接遇にかかわる研修も積極的に参加することにしている。残念ながら数人の看護師に対するクレームが、病院全体の看護部の評価につながっている。今後とも、全体がレベルアップできるように、患者満足度調査や看護師自身が満足な仕事ができているかなどの調査も実施しながら、教育の充実と接遇に努力していきたいとの答弁がありました。

学校を卒業して、そのまま市立病院に就職して長く勤めている職員は、他の世界を知らない。新卒で入ってきて、患者のために尽くそうと意欲を持っている新人が、上司につぶされたりはしていないか。研修については、院内体制や費用の関係から限られた数しか参加させられないのだから、参加した人間は、一定の影響や知り得た知識を職員に分け与えるようなシステムをしっかりと確立するべきではないかとの質疑に対し、院内改革や職員の質の向上を図るためには、上に立つ人間が年功序列で上がるのではなく、能力があって、人格もしっかりした人でなければならない。現在の師長、副師長はそれらを認識し、後輩を育てていくことが課題としてある。現場の職員が育たないと、新人の看護師も育てられないので、そのような意識を持って頑張っていきたいとの答弁があり、特段の討論もなく、認定第8号平成16年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、原案認定すべきものと決定しました。

次に、調書等の審査、証書類審査に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、認定第2号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第3号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第5号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第6号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、認定第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、認定第2号から認定第8号までについて質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、認定第2号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

認定第2号平成16年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、第2決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

認定第3号平成16年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、第2決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

認定第4号平成16年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、第2決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

認定第5号平成16年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、第2決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

認定第6号平成16年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定については、第2決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

認定第7号平成16年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、第2決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

最後に、認定第8号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

認定第8号平成16年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、第2決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

この際、若干の時間、会議を休憩します。

休憩 午後 3時21分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第76号三笠市収入役事務兼掌条例の制定
について

議長（扇谷知巳氏） 日程の10 議案第76号三笠市収入役事務兼掌条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第76号三笠市収入役事務兼掌条例の制定について提案説明申し上げます。

本条例は、三笠市収入役村本文尋氏の平成17年12月31日付退任に伴い、後任の収入役については、地方自治法第168条第2項ただし書きの規定に基づき、置かないこととし、助役にその事務を兼掌させるため制定するものであります。

制定内容については、収入役を置かず、収入役の事務を助役が兼掌するほか、助役に事故があったとき、または助役が欠けたときは、市長が収入役の事務を兼掌するものであります。

また、本条例の制定に伴い、関連する条例についても必要な改正を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） 収入役を置かないということなのですが、法律に基づいて現金の出納及び保管を行うこと、小切手を振り出すこと、有価証券の出納及び保管を行うこと、物品の出納及び保管を行うこと、現金及び財産の記録・管理を行うこと、支出負担行為に関する確認を行うこと、決算を調整し、これを地方公共団体の長に提出すること、主にこの7点のいわゆる権限があるというふうに法律上規定されております。

この7点というのは、一つ一つ吟味しますと、非常に重要な内容であります。これまで、収入役を置いたということは、それなりに重要な権限があるから置いたのではないかと思うのです。今回、退任されるということで、助役がそれを兼任するということですが、これらの権限について、もちろんできるからやるということでしょうけれども、収入役がこれまで行政執行の上で果たしてきた役割というのは、非常に大きなものがあるという点から考えますと、単なる退任ということだけで、これを助役あるいは助役事故あ

るときは市長が兼任するという事自体に、もう少しこの点に関して、これまでの経過や収入役が退任されるという理由だとか、それらについてもう少し詳しく報告されないと、なかなか「はいそうですか」という簡単に、これをお引き受けするというふうにはならないのではないかと、私は考えます。

そういう点で、市長並びに助役、退任される収入役等の御意見なども聞かせてもらえれば幸いです。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） ただいまの質問についてお答えいたします。

私も就任以来、収入役の役割ということについては、大変大きな仕事の内容もありますし、日本の地方自治体にとって絶対必要なものであるという観点から、今日までその収入役を設置するというのが、地方自治法上規定されておりました。現に、私も市長になってから約3年になるわけですけれども、その間、収入役の仕事を拝見させていただきまして、大変重い仕事であるということは十分認識いたしているところでございます。ただ、昨今の地方自治体あるいはまた都道府県を含めまして、市町村の中には、この国自体の新しい行政改革あるいはまた地方自治体のいろいろ運営について、もっとスリム化する必要があるのではないかと。

それは一つは、現在の金融にかかわる問題については、もう既に昔のようにそろばんと銀行との、あるいは手によってというそういう時代ではなしに、すべてがいろいろな機器を使って処理することが可能になったというような状況等もございまして、今回の部分についても既に近隣市町村において、そうしたことが早くから行われておりまして、そうした地域の方々の御意見を聞く中で、仕事は確かに助役が兼掌するという事は大変なことでもありますけれども、それらは可能であるという御意見等もいただきながら、私どもとして今回収入役、村本氏の方から退任の申し出があった時点で、いろいろ熟慮いたしまして、最終的に決断したところでございます。

いずれにしても、この問題については、地方制度調査会がもう既に都道府県においての出納長についても置かないという法改正を来年の通常国会に提出するというような動きもございまして、そうした全国的な流れとなっていくのではないだろうか、このように考えているところであります。そういった点で、助役の仕事ももちろん多くなっていくことは、もう当然予想されますけれども、会計に関するいろいろな問題点も総合的に判断した結果、今回、収入役について置かないと、そういう結論を下して、条例改正の提案に至ったということでもあります。

議長（扇谷知巳氏） 助役、答弁ありますか。

助役（西村和義氏） いえ、ございません。

議長（扇谷知巳氏） 岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） 主に七つの権限で、この間、収入役は仕事をされてきたのだと思います。そこで、保管を行うことあるいは管理を行うこと等々だけでなく、行政執行

に対するさまざまな意見というものも収入役なりに持ってきたのではないかと。それは助役や市長に対して、物申すというようなことも当然あってしかるべき、今までそういったことがあったのではないかと思います。

つまり、執行者がお金を使う、これらに対して金銭の管理だけでなく、それが本当に市民のために妥当であるかどうかというようなことも踏まえた上で、収入役は意見を出したり、あるいは管理をしたりしてきたのではないかと思います。それを、今度は助役が兼掌すると、あるいは助役事故あるときは市長が兼掌するということにすると、いわゆる市長、助役のほかに第三者、いわゆる収入役が行ってきたこれまでの意見あるいは建議等々について、今後する人がいないのですよ、そういう人は。だれが、ではそういうことを今度やっていくのか。予算を執行する者がそれも兼務してやるということになると、それを検査するというか、確認するというか、そういったものを同じ人がやるということになりますと、そこに疑惑が生じてこないかどうかということをお我々としては当然考えざるを得ないのです。それらの疑惑について、こうこうこういうふうにしますから絶対大丈夫ですと。収入役と同じ権限を持つ人がこのようにいますから大丈夫ですと、そういうように我々議員にも安心感を与えてもらえたらと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） ただいま御心配になっている点は、もう収入役を置かないといった時点で、私の頭の中には当然入っておりますから、これから具体的な問題については、そうしたこともそれぞれの関係者と協議する中で、そういった心配はないというふうな御意見等もいただきまして、最終的に判断いたしました。

ただ、いるといないとでは、直接的な意味からしますと、いろいろな課題はあるかと思えますけれども、それは皆さん方の職員の力によって、それらのものを解決していくことが可能だというふうに判断いたしましたので、そういった方向で大丈夫だと、最終的に私の判断で収入役を置かないという決断をいたしましたところでございます。

議長（扇谷知巳氏） 岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） ほかの市町村でも収入役を置かないというところも出てきているようですから、無理して疑惑を持つという気持ちはありませんけれども、少なくともこれからの実践の中で、我々の疑惑等についてあるいは執行について、安心・安全が保たれるような、そういう方向で最大限の努力をしてもらいたいことをお願いして終わります。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第76号三笠市収入役事務兼掌条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

会教育長の給料等特例条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 11 議案第 77 号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 77 号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

まず初めに、今年 2 月 18 日に桂沢水道企業団で発生しました水質汚染事故に関し、市民の皆さんに多大な御迷惑と御不便をおかけしましたことに、改めて深くおわび申し上げます。

このたび、当水質汚染事故に関して、桂沢水道企業団の企業長及び副企業長全員がその責任を果たすため、一律 1 カ月 10% の給料減額を行うことといたしました。したがって、本市も市長の給料月額を 10% 減額するものであります。

改正内容は、現行の給料は三笠市長等の給料等条例で定める額の 15% を既に減額しておりますが、平成 18 年 1 月の給料に限り、さらに 10% 減額し、三笠市長等の給料等条例に定める額の 25% を減額した額に定めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

岩崎議員。

15 番（岩崎賢治氏） その副企業長等でお話し合いをして、同率でもって、こういった方向をとったということなのですから、現場の監督者というのは、あそこの事務局長なのです。私、この事故があってからイの一番に現場に行きました。そして、事務局長の話をしていろいろ聞いたのですけれどもね。それで、実際に現場ですから、そういう毒物等々についてそういう状況で使われたらどうなるかということも、当然のようにわかると思うのです。わかっただけで、それはそうしないというふうにならなければならなかったはずなのですが、それをやったということになると、単に副企業長の責任だけでなく、その現場の担当者の責任というのは一体どうなっていくのかと。それらについて、この担当者の会議等々で議論されていたのかどうか、何らかの結果が出たのかどうか、それを聞かせてください。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） まず一つは、お話ございましたように、関係市町村のいわゆる企業長、副企業長については、企業団の企業長、副企業長としては、一銭も簡単に言うとは

当ももらっていない、そうかとして責任をとってやめるということも、これまたできない。そうすれば、何をすることによって責任をとることになるのかと。企業長、副企業長として、その辺についてはいろいろ議論しました。まず、我々が責任をとることは、一つは、こうした事故の原因を徹底して究明すること。それから、二度とこうした事故が起きない対策を講じること。そのために、いろいろな関係機関に相談しまして、今後の対策については一定の方針を出しました。しかし、それだけでは企業長、副企業長としての責任は問うかもしれませんが、一般住民にしてみれば、水道料を納めているのは三笠市民であります。そして、直接、住民にとって責任を問うということになれば、それは当然その首長ということになるわけですから、当然首長としてその住民に対して、これだけの混乱や迷惑をかけた、あるいは事故を起こしたということに対して一定の責任をとるべきでないのかというのが、私が前々から思っていたことでありますし、具体的には問題提起をしてきたところでございます。

最終的に、5市町村が足並みをそろえて、それぞれの首長が住民に対して責任を負おうという、そういうことになりまして、今回そういうふうな住民に対する一定のけじめとしての責任を果たす意味として、今回10%1カ月減額するという処分を行ったところでございます。

それから、二つ目は、いわゆる企業長、副企業長以下の現場職員については、減給、厳重注意を含む4名の人に対して処分を企業長として行いました。その部分については、所管の方でわかっておりますので、所管の方から説明させます。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 直接担当いたしました担当課長につきましては、10分の1、3カ月、それから企業局長については、10分の1、1カ月、それから私どもから派遣していた職員も含めて課長から下の者につきましては、厳重注意処分ということで2名が処分されたということで伺っております。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第77号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第12 議案第78号 三笠市共同浴場設置条例の一部 を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の12 議案第78号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第78号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額の改定に伴い、公衆浴場入浴料金との均衡を図るため、入浴料金の一部を改定するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第78号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第13 議案第79号 三笠市市営住宅設置条例の一部 を改正する条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の14 議案第79号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第79号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、建てかえ事業による幸町団地の棟数、戸数の増、若松町団地及び堤町団地の除却並びに老朽化した桜木町団地の除却に伴い、市営住宅の戸数の増減が生じたことにより、所要の改正を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第79号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第14 議案第80号 桂沢水道企業団を組織する地方

公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協
議について

議長（扇谷知巳氏） 日程の14 議案第80号桂沢水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第80号桂沢水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

今回の提案は、平成18年3月27日から栗沢町及び北村が廃され、その区域が岩見沢市に編入されることにより、桂沢水道企業団を組織する市町村の数を減じることから、道企業団規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第80号桂沢水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第15 議案第81号 空知教育研修センター組合を組
織する地方公共団体の数の減少、共同処理する
事務の変更及び規約の変更に関する協議につい
て

議長（扇谷知巳氏） 日程の15 議案第81号空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第81号空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

今回の提案は、平成18年3月27日から栗沢町及び北村が廃され、その区域が岩見沢市に編入されることにより、空知教育研修センター組合を組織する市町村の数を減少すること、また、空知教育研修センター組合の事務の拡充につきましては、空知管内の教育の充実・発展を目指した研修・研究活動を構築するため、その共同処理する事務を変更するものであります。

さらに、これらにかかわり規約の一部改正が必要となるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、施行期日につきましては、栗沢町及び北村の脱退関連は平成18年3月27日、空知教育研修センター組合の事務の拡充関連は平成18年4月1日から施行を予定しております。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第81号空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議については、総務常任委員会に付託します。

日程第16 議案第82号 南空知ふるさと市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について

議長（扇谷知巳氏） 日程の16 議案第82号南空知ふるさと市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてについてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第82号南空知ふるさと市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

今回の提案は、平成18年3月27日から栗沢町及び北村が廃され、その区域が岩見沢市に編入されることにより、南空知ふるさと市町村圏組合を組織する市町村の数を減少すること、また、岩見沢市、栗沢町及び北村に係るし尿処理施設の管理運営に関する事務

を、今後は岩見沢市が行うことから、同組合同規約の一部改正について関係市町村と協議を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第82号南空知ふるさと市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議については、総務常任委員会に付託します。

日程第17 議案第83号 南空知ふるさと市町村圏組合の 財産処分に関する協議について

議長（扇谷知巳氏） 日程の17 議案第83号南空知ふるさと市町村圏組合の財産処分に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第83号南空知ふるさと市町村圏組合の財産処分に関する協議について提案説明申し上げます。

今回の提案は、南空知ふるさと市町村圏組合が共同処理している事務のうち、岩見沢市、栗沢町及び北村に係るし尿処理施設の管理運営に関する事務を、今後は岩見沢市が行うこととなり、これに関する施設を岩見沢市へ帰属させるため。地方自治法第289条の規定により、同組合を組織する市町村で、同施設の財産処分について協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第83号南空知ふるさと市町村圏組合の財産処分に関する協議については、総務常任委員会に付託します。

日程第18 議案第84号 指定管理者の指定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の１８ 議案第８４号指定管理者の指定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第８４号指定管理者の指定について提案説明申し上げます。

三笠市公の施設の管理運営について、指定管理者制度を導入するため、指定管理者を指定するものであります。

指定管理者の指定に当たっては、公の施設指定管理者選定委員会において、各施設の選定基準による審査項目により事業者を評価し、候補者として選定を行いました。

まず、三笠市デイサービスセンター、三笠市養護老人ホーム及び三笠市特別養護老人ホーム等の社会福祉施設は、現在、管理委託を行っている三笠市社会福祉事業団を選定いたしました。

次に、三笠鉄道村につきましては、現在、管理委託を行っている三笠振興開発株式会社を選定いたしました。

次に、ファミリーランドみかさ遊園、三笠市桂沢山の家及び三笠市スキーリフトにつきましては、現在、管理委託を行っている三笠観光事業株式会社を選定いたしました。

次に、三笠市市営住宅集会所につきましては、現在、管理委託を行っている榊町集会室運営委員会のほか七つの運営委員会を指定管理者として選定いたしました。

これら指定管理者選定委員会の結果を踏まえ、以上１８施設の指定管理者をそれぞれ指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第８４号指定管理者の指定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第１９ 議案第８５号 平成１７年度三笠市一般会計補正予算（第５回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の１９ 議案第８５号平成１７年度三笠市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第85号平成17年度三笠市一般会計補正予算(第5回)について提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額104億1,876万4,000円から9,516万7,000円を減額し、予算の総額を103億2,359万7,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、今回の予算整理の結果、余剰金が見込まれるため、備荒資金組合へ超過納付するほか、公債費負担適正化計画に基づく減債基金への積み立てと指定寄附による目的基金への積み立てを措置するものであります。

民生費では、ぬくもり除雪サービス事業において、2町内会より除雪機の給付希望があったため、この経費を措置するほか、身体障害者施設訓練等支援費をはじめとした扶助費等の整理及び前年度の事務費の精算に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減額整理並びに介護給付費の増額による一般会計の負担分について、介護保険特別会計繰出金を措置するものであります。

農林水産業費では、新規就農者等誘致特別対策事業の経営安定奨励金の対象者増1名分について措置するものであります。

土木費では、普通交付税算入額の確定による公共下水道事業特別会計繰出金の整理と、市営住宅集約事業の対象者増2名分について措置するものであります。

教育費では、幼稚園就園奨励費補助金の対象者増8名分と階層区分の整理を措置するものであります。

また、燃料費については、各款にわたって石油燃料の高騰により予算不足となることから増額措置するほか、事業費等の予算整理をするものであります。

一方、歳入については、歳出関連の特定財源8,288万5,000円の減額と、今回の補正に伴う一般財源の余剰金の調整として、備荒資金収入2,814万円を減額するほか、前年度繰越金を全額措置するものであります。

次に、債務負担行為の補正については、指定管理者制度を導入する18施設のうち、歳出予算の伴う7件について追加するものであります。

地方債の補正については、歳入補正に係るものについて変更するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第85号平成17年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員会に付託します。

日程第 2 0 議案第 8 6 号 平成 1 7 年度三笠市国民健康保
険特別会計補正予算（第 3 回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 2 0 議案第 8 6 号平成 1 7 年度三笠市国民健康保険特別
会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 8 6 号平成 1 7 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 回）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額 1 億 2, 1 0 5 万 3, 0 0 0 円に 1 億 4, 5 3 5 万 1, 0 0 0
円を追加し、予算の総額を 2 億 6, 6 4 0 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳出であります。退職被保険者に係る療養諸費の実績額増加に伴い、退職療養
諸費を 1 億 4, 5 3 5 万 1, 0 0 0 円増額計上するものであります。

一方、歳入であります。歳入における退職療養諸費の増加に伴い追加交付となった療
養給付費等交付金 1 億 4, 5 3 5 万 1, 0 0 0 円を増額計上するとともに、前年度一般会計
繰入金の精算に伴う 3 8 0 万 4, 0 0 0 円の減額が生じたため、この減額分を国民健康保
険基金から補てんするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げま
す。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 8 6 号平成 1 7 年度三笠市国民健康保険特別会計
補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第 2 1 議案第 8 7 号 平成 1 7 年度三笠市介護保険特
別会計補正予算（第 2 回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 2 1 議案第 8 7 号平成 1 7 年度三笠市介護保険特別会計
補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 8 7 号平成 1 7 年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第
2 回）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額に537万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出とも同額の11億3,504万8,000円とするものであります。

歳出であります。総務費では、現在使用しております介護保険被保険者証の有効期限が平成17年度末で満了になることに伴い、新しい被保険者証の更新費用として、27万円を計上するものであります。保険給付費は、これまでの実績と今後の見込みから高額介護サービス費を419万9,000円増額し、居宅介護サービス費等を146万円減額することなどの予算の整理を行い、保険給付費全体で510万6,000円の増額とするものであります。

一方、歳入については、当初見込んでありました課税世帯が減少したことに伴い、介護保険料を359万1,000円減額するほか、保険給付費の特定財源として支払基金交付金など456万4,000円を増額するとともに、不足する財源を介護給付費準備基金繰入金440万3,000円を増額し対応するものであります。

なお、歳出における準備基金繰入金増額に伴い、介護給付費準備基金の残高につきましては、1,190万1,000円となる見込みであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第87号平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第22 議案第88号 平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の22 議案第88号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第88号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額11億7,526万6,000円から1,092万3,000円を減額し、予算の総額を11億6,434万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費については、人件費全般の予算整理を行い、下水道費は歳入関連に伴い、全納報奨金及び下水道促進化基金積立金を増額するものであります。

また、そのほか経費の補正内容については、予算整理を目的として措置するものであります。

一方、歳入については、まず、分担金及び負担金は、受益者負担金の全納者がふえたことにより増額するほか、国庫支出金は特定事業補給金の前年度精算分を追加するものであります。

繰入金は、一般会計繰入分及び基金繰入分を歳入調整等として措置するとともに、諸収入及び市債についても予算整理等に伴い措置するものであります。

次に、債務負担行為の補正は、国の公共事業の前倒しに伴い、公共下水道管渠新設事業について、平成18年度予定分を前倒しして平成17年度中に発注を行い、早期完成を目指すものであります。

地方債の補正については、歳入補正に係る整理をするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第88号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第23 議案第89号 平成17年度三笠市育英特別 会計補正予算（第1回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の23 議案第89号平成17年度三笠市育英特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第89号平成17年度三笠市育英特別会計補正予算（第1回）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額から151万円を減額し、予算の総額を368万9,000円とするものであります。

歳出であります。貸付人員については、大学生10人を予定し編成したところ、貸付段階において大学生9人の実績となり、大学生1人の減となったため減額措置するものであります。

一方、歳入については、歳出関連により育英基金繰入金の減額措置をするものであります。

また、前年度繰越金の発生に伴いまして、繰越金及び基金積立金として歳入歳出をそれぞれ23万3,000円を増額措置するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第89号平成17年度三笠市育英特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託します。

日程第24 議案第90号 平成17年度三笠市水道事業 会計補正予算（第2回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の24 議案第90号平成17年度三笠市水道事業会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第90号平成17年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）について提案説明申し上げます。

まず、収益的収入支出であります。収益的支出については、業務費32万6,000円を増額し、総経費6万4,000円、人事異動に伴う職員給与費683万2,000円、支払利息57万4,000円を予算整理によりそれぞれ減額し、収益的支出の総額を3億4,559万3,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は1,264万4,000円の利益になる予定であります。

また、資本的収入支出であります。資本的支出については、入札執行額等の整理により、建設改良費全般で242万8,000円を減額するものであり、資本的支出の総額を2億2,441万7,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は1億2,901万7,000円となり、これに伴う補てん財源として、当年度消費税資本的収支調整額725万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,176万1,000円で補てんするものであります。

次に、企業債の補正については、歳入補正に係る整理をするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第90号平成17年度三笠市水道事業会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第25 議案第91号 平成17年度市立三笠総合病院
事業会計補正予算（第2回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の25 議案第91号平成17年度市立三笠総合病院事業会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第91号平成17年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）について提案説明申し上げます。

まず、収益的収入支出であります。収益的収入については、これまでの患者数の実態により、当初予定数を下回る見込みであるところから、入院においては8,782万1,000円、外来については680万7,000円を減額し、収入総額を28億2,781万9,000円とするものであります。

一方、収益的支出については、給与費、材料費及び経費の予算整理により5,722万8,000円を減額補正し、支出総額を29億8,750万8,000円とするものであります。

この結果、収益的収入支出差し引きの損益額は1億5,968万9,000円の欠損となる見込みであります。

次に、資本的収支の支出であります。今年度購入の透析モニターについて、このたび国庫補助金の交付決定を受けたため、必要な予算措置を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第91号平成17年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第26 議案第92号、議案第93号について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 2 6 議案第 9 2 号、議案第 9 3 号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 9 2 号、議案第 9 3 号訴え提起前の和解について一括提案説明申し上げます。

これまで、住宅使用料の滞納対策については、訪問徴収及び納入指導等の対策を図ってまいりましたが、支払いに誠意が見られない滞納者に対し、今後はこれまで以上に毅然とした態度で臨んでいきたいと考えております。

今般、市営住宅の滞納家賃について、納入誓約書を提出したにもかかわらず、その誓約を守らない入居者に対し、再三にわたる納入指導、さらには内容証明郵便による催告を行ってきましたが、誠意が見られない滞納者が発生したことから、訴えの提起を検討しておりました。

しかし、滞納者本人から今後の誠実な支払いを前提に居住継続の願い出、加えて納入誓約書の再提出を取りつけるに至ったものであります。

については、この取り扱いについて種々検討いたしましたところ、今後の納入に対する誠意を期待し、法的拘束力を担保とすべき観点から、訴え提起前の和解を裁判所において実施していただき、今後において万一、誓約不履行が発生した場合、強制執行も可能となるよう措置すべき必要性があると判断し、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会議決いただくべく提案するものであります。

以上、一括提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第 9 2 号訴え提起前の和解についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

次に、議案第 9 3 号訴え提起前の和解についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第 9 2 号、議案第 9 3 号についての質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 9 2 号、議案第 9 3 号については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第 2 7 議案第 9 4 号、議案第 9 5 号について

議長（扇谷知巳氏） 日程の27 議案第94号、議案第95号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第94号市道路線の廃止について、議案第95号市道路線の認定について一括提案説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、それぞれ1路線であります。

その内容は、若松・堤町団地公営住宅建替事業による区画変更に伴い、三笠市街31号線の一部を廃止するため、当該路線を一たん廃止し、終点の変更を行い、改めて認定するものであります。

なお、今回の廃止及び認定路線の延長であります。廃止路線の延長が529.28メートル、認定路線の延長が383.7メートル、差し引き145.58メートルの減となるものであります。

以上、一括提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第94号市道路線の廃止についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

次に、議案第95号市道路線の認定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第94号、議案第95号についての質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第94号、議案第95号については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第28 議案第96号 三笠市名誉市民の称号贈与に係る同意について

議長（扇谷知巳氏） 日程の28 議案第96号三笠市名誉市民の称号贈与に係る同意についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第96号三笠市名誉市民の称号贈与に係る同意について提案説明申し上げます。

本提案は、前三笠市長青木銀一氏に三笠市名誉市民の称号を贈与いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

青木銀一氏は、昭和4年11月19日生まれで76歳、住所は三笠市幸町7番地3であります。

同氏は、平成3年から平成12年3期12年にわたり三笠市長として市民福祉の向上及び生活環境の整備推進など、市民のためのまちづくりに積極的に努められるとともに、行財政改革にいち早く取り組まれ、多くの財政効果により本市の財政基盤を確立し、安定した行政運営に大きく寄与された功績は郷土の誇りであり、深く尊敬いたすところであります。

よって、三笠市名誉市民条例第3条により、三笠市名誉市民の称号を贈与することについて、議会の同意を求めるものであります。

御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

本案については、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第96号三笠市名誉市民の称号贈与に係る同意については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第96号三笠市名誉市民の称号贈与に係る同意については、同意することに決定されました。

日程第29 意見書案第12号 真の地方分権改革の確実な 実現に関する意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の29 意見書案第12号真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書を議題とします。

本案については、齊藤亘議員ほか4人からの共同提案に係るものであり、この際、提出者を代表し、高橋議員から提案理由の説明を求めます。

高橋議員、登壇説明願います。

（8番高橋 守氏 登壇）

8番（高橋 守氏） 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書につきましては、朗読をもって説明を申し上げたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

三位一体の改革は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにあります。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、国庫補助負担金等に関する改革案(2)を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところでもあります。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものでありますが、地方の改革案になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、真の地方分権改革の確実な実現に向け、地方の改革案に沿って平成19年度以降も第2期改革として、さらなる改革を強力に推進する必要があります。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求めます。

1. 地方交付税の所要総額の確保。

平成18年度の地方交付税については、基本方針2005の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い、財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2. 3兆円規模の確実な税源移譲。

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3. 都市税源の充実確保。

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4. 真の地方分権改革のための第2期改革の実施。

政府においては、三位一体改革を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、真の地方分権改革の確実な実現に向け、平成19年度以降も第2期改革として、地方の改革案に沿ったさらなる改革を引き続き強力に推進すること。

5. 義務教育費国庫負担金について。

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、地方の改革案に沿った税源移譲を

実現すること。

6．施設整備費国庫補助負担金について。

施設整備費国庫補助負担金の一部について、税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、第2期改革において、地方の改革案に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7．法定率分の引き上げ等の確実な財源措置。

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること

8．地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正。

地方財政計画と決算との乖離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9．国と地方の協議の場の制度化。

真の地方分権改革の確実な実現を推進するため、国と地方の協議の場を定期的を開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年12月12日、北海道三笠市議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策・金融担当大臣、総務大臣、財務大臣となっております。

御審議の上、御賛同いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第12号は、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第12号真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書は、原案可決をされました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第30 意見書案第13号 議会制度改革の早期実現に関する意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の30 意見書案第13号議会制度改革の早期実現に関する

意見書を議題とします。

本案については、晴山議員ほか4人からの共同提案に係るものであり、この際、提出者を代表し、猿田議員から提案理由の説明を求めます。

猿田議員、登壇説明願います。

(10番猿田重夫氏 登壇)

10番(猿田重夫氏) 議会制度改革の早期実現に関する意見書を朗読をもって御提案いたしますので、御審議の上、御採択願います。

国においては、現在、第28次地方制度調査会において、議会のあり方について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ、全国市議会議長会は、さきに地方議会の充実強化に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところであります。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会を初めとした3議長会の要望が十分反映されていない状況にあります。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠であります。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求めます。

記

1. 議会の招集権を議長に付与すること。
2. 地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
3. 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。
4. 議会に附属機関の設置を可能とすること。
5. 議会の内部機関の設置を自由化すること。
6. 調査権・監視権を強化すること。
7. 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についても、これにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月12日、北海道三笠市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上でございます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第13号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書は、原案可決をされました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

休 会 の 議 決

議長（扇谷知巳氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明12月13日から12月19日まで7日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

12月13日から12月19日まで7日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

散 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員